

## 目

## 次

	頁
第 2 1 号議案 埼玉県衛生試験等手数料条例等の一部を改正する条例 .....	95
第 2 2 号議案 埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例 .....	142
第 2 3 号議案 埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例 .....	153
第 2 4 号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 .....	154
第 2 5 号議案 会計年度任用職員の報酬等に関する条例 .....	156
第 2 6 号議案 埼玉県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例 .....	164
第 2 7 号議案 埼玉県児童相談所設置条例の一部を改正する条例 .....	165
第 2 8 号議案 埼玉県健康づくり安心基金条例 .....	166
第 2 9 号議案 埼玉県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例 .....	168
第 3 0 号議案 埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例 .....	169
第 3 1 号議案 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例 .....	170
第 3 2 号議案 埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例 .....	189
第 3 3 号議案 埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 .....	190
第 3 4 号議案 埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例 .....	191
第 3 5 号議案 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 .....	192
第 3 6 号議案 会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例 .....	194
第 3 7 号議案 埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例 .....	198

第 38 号議案	学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 .....	199
第 39 号議案	学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 .....	201

## 第二十一号議案

埼玉県衛生試験等手数料条例等の一部を改正する条例

(埼玉県衛生試験等手数料条例の一部改正)

第一条 埼玉県衛生試験等手数料条例(昭和二十三年埼玉県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号イ中「千八百二十円」を「千八百四十円」に、「七千二百十円」を「七千三百円」に改め、同号ロ中「六千四十円」を「六千五百十円」に改め、同号ハ(1)中「一万五千四百三十円」を「一万五千七百十円」に改め、同号ハ(2)中「六千七百七十円」を「六千八百八十円」に改め、同号ニ中「一万四千六百円」を「一万四千八百七十円」に、「三万四千六百八十円」を「三万五千二百三十円」に改め、同項第二号イ(1)中「二千七百十円」を「二千九百十円」に、「三千二百九十円」を「三千三百二十円」に改め、同号イ(2)中「四千九百四十円」を「四千九百八十円」に、「六千七百五十円」を「六千八百二十円」に改め、同号ロ(1)中「八千五百十円」を「八千二百六十円」に改め、同号ロ(2)中「二万四千九十円」を「二万四千四百四十円」に、「五万四千四百八十円」を「五万二千三十円」に改め、同項第三号イ中「一万千九百九十円」を「一万千三百五十円」に、「二万四千七百九十円」を「二万五千九十円」に改め、同号ロ中「一万五千二百十円」を「一千三百五十円」に、「五千九百円」を「五千九百七十円」に改め、同号ロ(1)中「三千五百二十円」を「三千五百五十円」に改め、同号ロ(2)中「三千七百八十円」を「三千八百十円」に改め、同項第五号イ中「三千三百八十円」を「三千四百円」に改め、同号ロ(1)中「四千百八十円」を「四千二百十円」に改め、同号ロ(2)中「六千五百七十円」を「六千六百十円」に改め、同号ハ(1)中「六千九十円」を「六千三百三十円」に改め、同号ハ(2)中「七千三百二十円」を「七千三百七十円」に改め、同号ニ中「九千三百円」を「九千三百八十円」に改め、同項第六号イ(1)中「千百七十円」を「千百八十円」に、「八千十円」を「八千二十円」に改め、同号イ(2)中「千二百九十円」を「千三百円」に、「四千四百九十円」を「四千五百五十円」に、「一万七百元」を「一万八百五十円」に、「二万三百二十円」を「二万五百四十円」に、「二万二千九百六十円」を「二万三千二百三十円」に、「二万二千七百九十円」を「二万三千六十円」に、「四万七千三百三十円」を「四万八千六十円」に、「二万六千二十円」を「二万六千二百五十円」に、「三万百三十円」を「三万四百四十円」に、「二万三千二百円」を「二万三千五百六十円」に、「四万六千六十円」を「四万六千五百五十円」に、「二万二千六百三十円」を「二万二千八百十円」に改め、同号ロ中「千十円」を「千二十円」に、「二千六百二十

円」を「二千六百四十円」に改め、同号ハ中「六千二百六十円」を「六千三百四十円」に、「二十三万九千八十円」を「二十四万二千二百円」に、「二十一万七千八百九十円」を「二十二万八百元」に改め、同号ニ(1)中「六千九百元」を「六千九百九十円」に、「六千三百円」を「六千三百八十円」に改め、同号ニ(2)中「二千七百二十円」を「二千七百五十円」に改め、同項第七号イ(1)中「六百三十円」を「六百四十円」に、「千四百五十円」を「千四百六十円」に、「三千七百六十円」を「三千八百二十円」に改め、同号イ(2)中「九百元」を「九百十円」に、「三千五百六十円」を「三千六百二十円」に、「八千七百十円」を「八千八百四十円」に改め、同号イ(3)中「三千五百九十円」を「三千六百三十円」に、「五千五百九十円」を「五千六百七十円」に、「一万五千六百七十円」を「一万五千九百三十円」に改め、同号ロ(1)中「千五百二十円」を「千五百四十円」に、「三千七十円」を「三千百二十円」に、「八千二百三十円」を「八千三百六十円」に改め、同号ロ(2)中「八千三十円」を「八千五百十円」に、「九千五百二十円」を「九千六百七十円」に、「一万七千三百四十円」を「一万七千五百八十円」に改め、同号ハ中「九千二百三十円」を「九千三百八十円」に、「二万千六百二十円」を「二万九千八百十円」に改め、同号ニ中「三万七千七百七十円」を「三万八千二百六十円」に改め、同項第八号イ中「一万三百四十円」を「一万五百円」に改め、同号ロ中「三千五百二十円」を「三千五百六十円」に改め、同号ハ中「二万二千三百九十円」を「二万二千八百三十円」に改め、同号ニ中「三万二千六百元」を「三万三千百四十円」に改め、同号ホ中「五万七千五百十円」を「五万八千六十円」に改め、同項第九号中「一万三千二百九十円」を「一万三千三百円」に改め、同項第十号中「五万七千百元」を「五万七千四百二十円」に改める。

(埼玉県保健所使用料等条例の一部改正)

第二条 埼玉県保健所使用料等条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「千五百三十円」を「千五百五十円」に改める。

(食品衛生に関する条例の一部改正)

第三条 食品衛生に関する条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第四号中「六千八百円」を「六千九百元」に改める。

(埼玉県道路占用料徴収条例等の一部改正)

第四条 次に掲げる条例の規定中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

一 埼玉県道路占用料徴収条例(昭和二十八年埼玉県条例第五十七号)第三条第

一項

二 行政財産の使用料に関する条例（昭和三十九年埼玉県条例第十七号）別表土地の項及び建物の項

三 埼玉県工業用水道料金徴収条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十五号）第三条第一項

四 埼玉県水道用水料金徴収条例（昭和四十三年埼玉県条例第十二号）第三条

五 埼玉県国土交通省所管公共用財産使用料徴収条例（平成十二年埼玉県条例第三十九号）別表第一号の表の備考第七号及び別表第二号の表の備考第五号

六 埼玉県流水占用料等徴収条例（平成十二年埼玉県条例第四十号）別表第一の備考第五号

（埼玉県都市公園条例の一部改正）

第五条 埼玉県都市公園条例（昭和三十六年埼玉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二運動施設の項中「六〇八、一四三円」を「六一九、四〇五円」に、「八、七六二円」を「八、九二五円」に、「二、〇〇六円」を「二、〇四四円」に、「七、二三五円」を「七、三六九円」に、「一、五四三円」を「一、五七二円」に、「一〇、四一〇円」を「一〇、六〇三円」に、「二、三二七円」を「二、三六〇円」に、「一二、三四三円」を「一二、五七二円」に改め、同表教養施設の項中「八、〇九九円」を「八、二四九円」に、「二、五九二円」を「二、六四〇円」に改め、同表便益施設（駐車場に限る。）の項中「四七九円」を「四八八円」に改め、同表の備考二中「千百六十一円」を「千百八十三円」に改め、同表の備考四中「二千八百七十円」を「二千九百二十四円」に改める。

別表第二第一号の表公園施設の項中「三、三五五円」を「三、四一七円」に改め、同表の備考三中「百分の百八」を「百分の百十」に改め、別表第二第二号の表の備考四中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

別表第三第三号の撮影の項中「一六、二〇〇円」を「一六、五〇〇円」に、「三二、四〇〇円」を「三三、〇〇〇円」に改め、同表第六号の広告物の表示の項中「一四、八一二円」を「一五、〇八七円」に、「五二五円」を「五三五円」に改め、同表の備考二中「百分の十二・九六」を「百分の十三・二」に、「十万七千八百七十七円」を「十万九千八百七十五円」に改め、同表の備考四中「百分の五・一八四」を「百分の五・二八」に、「百分の二・五九二」を「百分の二・六四」に改め、同表の備考五中「百分の二・五九二」を「百分の二・六四」に改め、同表の備考六中「千分の十・三六八」を「千分の十・五六」に改める。

（埼玉会館条例の一部改正）

第六条 埼玉会館条例（昭和四十一年埼玉県条例第十二号）の一部を次のように改

正する。

別表中表の部分を次のように改める。

第三展示室	第二展示室	第一展示室	小ホール					大ホール					名称 施設等の 利用区分
			B		A			B		A			
一日	一日 延長一時間	一日 延長一時間	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	午後 夜間 一日 超過一時間	午後 夜間 一日 超過一時間	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	午後 夜間 一日 超過一時間	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	午後 夜間 一日 超過一時間	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	午後 夜間 一日 超過一時間	
三四、七〇〇円以下	一〇、八〇〇円以下 二、五八〇円以下	九、七二〇円以下 二、三二〇円以下	八、九六〇円以下 八三、四〇〇円以下 四六、四〇〇円以下 三五、六〇〇円以下 一七、九〇〇円以下	平日	六、八九〇円以下 六四、一〇〇円以下 三五、七〇〇円以下 二七、四〇〇円以下 一三、七〇〇円以下	平日	二六、七〇〇円以下 二四八、八〇〇円以下 一三八、七〇〇円以下 一〇六、六〇〇円以下 五三、四〇〇円以下	平日	二〇、五〇〇円以下 一九一、三〇〇円以下 一〇六、七〇〇円以下 八二、〇〇〇円以下 四一、〇〇〇円以下	平日	二七、七〇〇円以下 二五八、五〇〇円以下 一四四、〇〇〇円以下 一一〇、七〇〇円以下 五五、四〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日	
			一二、〇〇〇円以下 一一二、四〇〇円以下 六二、六〇〇円以下 四八、一〇〇円以下 二四、一〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日	八六、五〇〇円以下 九、二九〇円以下	日曜日・土曜日・休日	一八、五〇〇円以下 三七、〇〇〇円以下 四八、二〇〇円以下 三三六、一〇〇円以下 三六、〇〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日	一四四、〇〇〇円以下 一八七、二〇〇円以下 三三六、一〇〇円以下 七二、一〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日			

利用料金

第八会議室	第七会議室	第六会議室	第五会議室	第四会議室	第三会議室	第二会議室	第一会議室	
一日 夜間 午後 午前	一日 夜間 午後 午前	一日 夜間 午後 午前	一日 夜間 午後 午前	一日 夜間 午後 午前	一日 夜間 午後 午前	一日 夜間 午後 午前	一日 夜間 午後 午前	延長一時間
一八、一〇〇円以下 九、八七〇円以下 七、六九〇円以下 三、七七〇円以下	一三、〇〇〇円以下 七、二六〇円以下 五、三七〇円以下 二、七五〇円以下	一三、〇〇〇円以下 七、二六〇円以下 五、三七〇円以下 二、七五〇円以下	一八、一〇〇円以下 九、八七〇円以下 七、六九〇円以下 三、七七〇円以下	一八、一〇〇円以下 九、八七〇円以下 七、六九〇円以下 三、七七〇円以下	一三、〇〇〇円以下 七、二六〇円以下 五、三七〇円以下 二、七五〇円以下	一五、九〇〇円以下 八、八五〇円以下 六、六七〇円以下 三、三三〇円以下	一九、七〇〇円以下 一〇、八〇〇円以下 八、二七〇円以下 四、二一〇円以下	八、二九〇円以下

	第十六会議室				第十五会議室				第十四会議室				第十三会議室				第十二会議室				第十一会議室				第十会議室				第九会議室							
午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前				
一二、一〇〇円以下	一三、〇〇〇円以下	七、二六〇円以下	五、三七〇円以下	二、七五〇円以下	三八、〇〇〇円以下	一九、五〇〇円以下	一五、三〇〇円以下	八、六七〇円以下	一八、一〇〇円以下	九、八七〇円以下	七、六九〇円以下	三、七七〇円以下	一三、〇〇〇円以下	七、二六〇円以下	五、三七〇円以下	二、七五〇円以下	三八、〇〇〇円以下	一九、五〇〇円以下	一五、三〇〇円以下	八、六七〇円以下	一三、〇〇〇円以下	七、二六〇円以下	五、三七〇円以下	二、七五〇円以下	三八、〇〇〇円以下	一九、五〇〇円以下	一五、三〇〇円以下	八、六七〇円以下	一三、〇〇〇円以下	七、二六〇円以下	五、三七〇円以下	二、七五〇円以下	一八、一〇〇円以下	九、八七〇円以下	七、六九〇円以下	三、七七〇円以下



	第三楽屋					第二楽屋					第一楽屋					リハーサル室					和室				ラウンジ							
	午前	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後					
	二、四六〇円以下	八七〇円以下	四、五〇〇円以下	一、七四〇円以下	一、七四〇円以下	一、〇一〇円以下	五、二二〇円以下	二、〇三〇円以下	二、〇三〇円以下	二、〇三〇円以下	八七〇円以下	四、五〇〇円以下	一、七四〇円以下	一、七四〇円以下	一、七四〇円以下	一、二〇〇円以下	六、三八〇円以下	二、六〇〇円以下	二、六〇〇円以下	二、六〇〇円以下	六〇〇円以下	三、一九〇円以下	一、三〇〇円以下	一、三〇〇円以下	一、三〇〇円以下	一一、三〇〇円以下	六、二四〇円以下	四、七九〇円以下	二、四六〇円以下	六〇、五〇〇円以下	三五、五〇〇円以下	二四、三〇〇円以下

第十樂屋				第九樂屋				第八樂屋				第七樂屋				第六樂屋				第五樂屋				第四樂屋									
一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前					
三、六三〇円以下	一、四五〇円以下	一、四五〇円以下	一、四五〇円以下	七二〇円以下	三、六三〇円以下	一、四五〇円以下	一、四五〇円以下	一、四五〇円以下	七二〇円以下	三、六三〇円以下	一、四五〇円以下	一、四五〇円以下	一、四五〇円以下	七二〇円以下	三、六三〇円以下	一、四五〇円以下	一、四五〇円以下	一、四五〇円以下	七二〇円以下	三、六三〇円以下	一、四五〇円以下	一、四五〇円以下	一、四五〇円以下	七二〇円以下	三、六三〇円以下	一、四五〇円以下	一、四五〇円以下	一、四五〇円以下	二、四六〇円以下	二、四六〇円以下	六、〇九〇円以下	二、四六〇円以下	一、二三〇円以下

		超過一時間		七二〇円以下
駐車場	一台			
附属設備	一時間		規則で定める額以下	
				三六〇円以下

(埼玉県立武道館条例の一部改正)

第七条 埼玉県立武道館条例(昭和四十三年埼玉県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中表の部分を次のように改める。

屋外相撲場	遠的弓道場	近的弓道場	第二道場		第一道場		主道場						区分		金額(円)		
			スポーツ以外で使用する場合	スポーツで使用する場合	スポーツ以外で使用する場合	スポーツで使用する場合	合		スポーツ以外で使用する場合		スポーツで使用する場合					区分	
							面使用	三分の一	面使用	三分の一	面使用	三分の一				面使用	三分の一
二、九三〇	四、四〇〇	四、四〇〇	二、一五〇	六、〇七〇	二、一五〇	六、〇七〇	八、一七〇	一六、一三〇	二二、〇〇〇	四、〇八〇	八、〇六〇	一、〇〇〇	三十分まで	午前九時から午後零時	二、九三〇		
三、三五〇	五、〇二〇	五、〇二〇	二、三八〇	六、九二〇	二、三八〇	六、九二〇	九、二二〇	二八、四三〇	二五、一四〇	四、六一〇	九、二二〇	二、五七〇	まで	午後一時から午後五時	三、三五〇		
二、九三〇	四、四〇〇	四、四〇〇	二、一五〇	六、〇七〇	二、一五〇	六、〇七〇	八、一七〇	一六、一三〇	二二、〇〇〇	四、〇八〇	八、〇六〇	一、〇〇〇	後九時まで	午後五時三十分から午後九時まで	二、九三〇		
五、六五〇	八、四八〇	八、四八〇	二、三、四六〇	一、七、七三〇	二、三、四六〇	一、七、七三〇	一五、七二〇	三二、二二〇	四一、五三〇	七、八五〇	一五、六一〇	二二、一六〇	まで	午前九時から午後五時	五、六五〇		
六、二八〇	九、四四〇	九、四二〇	二、五、九八〇	二、二、九九〇	二、五、九八〇	二、二、九九〇	一七、三九〇	三四、五七〇	四七、一四〇	八、六九〇	一七、二八〇	二、三、五七〇	まで	午後一時から午後九時	六、二八〇		
八、二七〇	二、四六〇	二、四六〇	三、四、三六〇	一、七、一八〇	三、四、三六〇	一、七、一八〇	二、三、〇四〇	四五、六七〇	六二、二二〇	一、一、五〇〇	二、三、八三〇	三、一、一一〇	まで	午前九時から午後九時	八、二七〇		

屋内相撲場	二、九三〇	三、三五〇	二、九三〇	五、六五〇	六、二八〇	八、二七〇
第一会議室	一、一五〇	一、二五〇	一、一五〇	二、二〇〇	二、四一〇	三、二四〇
第二会議室	一、一五〇	一、二五〇	一、一五〇	二、二〇〇	二、四一〇	三、二四〇
第三会議室	一、一五〇	一、二五〇	一、一五〇	二、二〇〇	二、四一〇	三、二四〇

別表第二号1の表中「二五〇」を「二六〇」に改める。

別表第三号の表放送室の項中「七、四〇〇」を「七、五四〇」に改め、同表浴室の項中「三、〇八〇」を「三、一四〇」に改める。

(埼玉県秩父高原牧場条例の一部改正)

第八条 埼玉県秩父高原牧場条例(昭和四十八年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「五一〇円」を「五二〇円」に、「七二〇円」を「七四〇円」に改める。

別表第二中「五、一〇〇円」を「五、二〇〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、二〇〇円」に改める。

(埼玉県立嵐山郷条例の一部改正)

第九条 埼玉県立嵐山郷条例(昭和五十年埼玉県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一診断書の項中「一、五三〇円」を「一、五五〇円」に、「四、五九〇円」を「四、六七〇円」に、「三、二四〇円」を「三、三〇〇円」に改め、同表証明書の項及び身体検査書の項中「一、五三〇円」を「一、五五〇円」に改める。

(埼玉県総合リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第十条 埼玉県総合リハビリテーションセンター条例(昭和五十六年埼玉県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一診療及び検査の項第三号中「百分の百人」を「百分の百十」に改める。

別表第二診断書の項中「一、五三〇円」を「一、五五〇円」に、「四、五九〇円」を「四、六七〇円」に、「三、二四〇円」を「三、三〇〇円」に改め、同表証明書の項及び身体検査書の項中「一、五三〇円」を「一、五五〇円」に改める。

(埼玉県立近代美術館条例の一部改正)

第十一条 埼玉県立近代美術館条例(昭和五十七年埼玉県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「一、二三〇円」を「一、二五〇円」に、「二、四六〇円」を「二、五〇〇円」に、「四、一一〇円」を「四、一八〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、一三〇円」に改める。

別表第三中「三三、四八〇円」を「三四、一〇〇円」に、「一一、九六〇円」

を「一三、二〇〇円」に、「七、五六〇円」を「七、七〇〇円」に、「四、三二〇円」を「四、四〇〇円」に、「二、一六〇円」を「二、二〇〇円」に改める。

(埼玉県立障害者歯科診療所条例の一部改正)

第十二条 埼玉県立障害者歯科診療所条例(昭和五十七年埼玉県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「一、五三〇円」を「一、五五〇円」に改める。

(埼玉県県民健康福祉村条例の一部改正)

第十三条 埼玉県県民健康福祉村条例(昭和六十二年埼玉県条例第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表屋内プールの項中「八七〇」を「八九〇」に、「四三〇」を「四四〇」に、「一、九八〇」を「二、〇二〇」に、「一、五四〇」を「一、五七〇」に改め、同表トレーニング室の項中「七五〇」を「七七〇」に、「三七〇」を「三八〇」に、「一、八六〇」を「一、九〇〇」に、「一、四八〇」を「一、五一〇」に改め、同表屋内プール及びトレーニング室(一括利用)の項中「一、二五〇」を「一、二七〇」に、「六二〇」を「六三〇」に、「二、三六〇」を「二、四〇〇」に、「一、七三〇」を「一、七六〇」に改め、別表第二号の表テニス場(一面)の項中「六二〇」を「六三〇」に改め、同表ソフトボール場の項中「五二〇」を「五三〇」に改め、同表多目的運動場の項中「一、一八〇」を「一、二一〇」に改め、別表第三号の表中「二五〇」を「二六〇」に改める。

(埼玉県産業文化センター条例の一部改正)

第十四条 埼玉県産業文化センター条例(昭和六十二年埼玉県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

施設等の名称		利用区分		利用料金		
A						
休日	土曜日・日曜日	平日				午前 一九四、四〇〇円以下
		午前	午後	夜間	一日	
一日	夜間	午後	午前	超過一時間	九八、五〇〇円以下	
					七七八、〇〇〇円以下	
					四〇九、三〇〇円以下	
					三四九、八〇〇円以下	
					二一六、二〇〇円以下	
					三八八、九〇〇円以下	
					四五四、三〇〇円以下	
					八六五、一〇〇円以下	

		小ホール															大ホール															
		B					A					B																				
午後	午前	休日 土曜日・ 日曜日			平日					休日 土曜日・ 日曜日			平日					休日 土曜日・ 日曜日			平日											
		超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間					
四、四八〇円以下	四、四八〇円以下	一八、七〇〇円以下	一五〇、八〇〇円以下	八一、〇〇〇円以下	六三、七〇〇円以下	三一、八〇〇円以下	一七、二〇〇円以下	一三六、四〇〇円以下	七二、五〇〇円以下	五八、〇〇〇円以下	二九、〇〇〇円以下	三一、八〇〇円以下	二五二、五〇〇円以下	一三四、八〇〇円以下	一〇七、三〇〇円以下	五三、六〇〇円以下	二一、六〇〇円以下	一七七、〇〇〇円以下	九四、二〇〇円以下	七五、三〇〇円以下	三七、五〇〇円以下	七六、八〇〇円以下	六〇五、四〇〇円以下	三一七、八〇〇円以下	二七二、八〇〇円以下	一五〇、八〇〇円以下	六九、五〇〇円以下	五四四、三〇〇円以下	二八六、〇〇〇円以下	二四五、二〇〇円以下	一三六、四〇〇円以下	一〇八、七〇〇円以下

第一樂屋 (B-1)					第三練習室					第二練習室					第一練習室					リハーサル室														
D			C			超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	D			C										
超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間																一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前
三、四四〇円以下	一七、四二〇円以下	六、九二〇円以下	六、九二〇円以下	六、九二〇円以下	一、七二〇円以下	八、七一〇円以下	三、四六〇円以下	三、四六〇円以下	三、四六〇円以下	八五〇円以下	四、〇四〇円以下	一、五八〇円以下	一、五八〇円以下	一、五八〇円以下	一、五八〇円以下	一、五八〇円以下	七、九七〇円以下	三、一八〇円以下	三、一八〇円以下	三、一八〇円以下	三、一八〇円以下	三、〇四〇円以下	一五、二一〇円以下	六、〇八〇円以下	六、〇八〇円以下	六、〇八〇円以下	四、六〇〇円以下	二二、六二〇円以下	八、九七〇円以下	八、九七〇円以下	八、九七〇円以下	二、三〇〇円以下	一一、三一〇円以下	四、四八〇円以下

			第四樂屋 (個室) (1-1)						第三樂屋 (B-3)						第二樂屋 (B-2)																		
C			D			C			D			C			D			C															
夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前						
二、一六〇円以下	二、一六〇円以下	二、一六〇円以下	二、二八〇円以下	一、〇〇〇円以下	四、三二〇円以下	四、三二〇円以下	四、三二〇円以下	一、一四〇円以下	五、五〇〇円以下	二、一六〇円以下	二、一六〇円以下	二、一六〇円以下	二、二八〇円以下	一、〇〇〇円以下	四、三二〇円以下	四、三二〇円以下	四、三二〇円以下	一、一四〇円以下	五、五〇〇円以下	二、一六〇円以下	二、一六〇円以下	二、一六〇円以下	二、一六〇円以下	一、一二〇円以下	五、八〇〇円以下	二、二八〇円以下	二、二八〇円以下	二、二八〇円以下	五六〇円以下	二、九〇〇円以下	一、一四〇円以下	一、一四〇円以下	一、一四〇円以下



第八樂屋 - 5)					第七樂屋 (個室) (1 - 4)					第六樂屋 (個室) (1 - 3)					第五樂屋 (個室) (1 - 2)																		
C					D					C					D					C					D								
超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日		
四一〇円以下	二、一六〇円以下	八五〇円以下	八五〇円以下	八五〇円以下	一、七〇〇円以下	八、〇八〇円以下	三、一六〇円以下	三、一六〇円以下	三、一六〇円以下	八五〇円以下	四、〇四〇円以下	一、五八〇円以下	一、五八〇円以下	一、五八〇円以下	一、五八〇円以下	一、七〇〇円以下	八、〇八〇円以下	三、一六〇円以下	三、一六〇円以下	三、一六〇円以下	八五〇円以下	四、〇四〇円以下	一、五八〇円以下	一、五八〇円以下	一、五八〇円以下	二、二八〇円以下	一一、〇〇〇円以下	四、三二〇円以下	四、三二〇円以下	四、三二〇円以下	四、三二〇円以下	一、一四〇円以下	五、五〇〇円以下

第十一樂屋 (2-1)						第十樂屋 (1-7)						第九樂屋 (1-6)						(1)														
		C				D				C				D				C				D										
午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前						
八、〇八〇円以下	八、〇八〇円以下	二、〇二〇円以下	一〇、一五〇円以下	四、〇四〇円以下	四、〇四〇円以下	四、〇四〇円以下	一、四二〇円以下	六、六二〇円以下	二、五八〇円以下	二、五八〇円以下	二、五八〇円以下	三、三一〇円以下	一、二九〇円以下	一、二九〇円以下	一、二九〇円以下	一、二九〇円以下	一、二二〇円以下	五、八〇〇円以下	二、二八〇円以下	二、二八〇円以下	二、二八〇円以下	二、二八〇円以下	五六〇円以下	二、九〇〇円以下	一、一四〇円以下	一、一四〇円以下	一、一四〇円以下	八二〇円以下	四、三二〇円以下	一、七〇〇円以下	一、七〇〇円以下	一、七〇〇円以下

第十四樂屋 (2-4)				第十三樂屋 (2-3)				第十二樂屋 (2-2)																								
D		C		D		C		D		C		D																				
一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間																
三、七四〇円以下	一、四二〇円以下	一、四二〇円以下	一、四二〇円以下	四一〇円以下	一、八七〇円以下	七一〇円以下	七一〇円以下	七一〇円以下	一、四二〇円以下	七、二四〇円以下	二、八八〇円以下	二、八八〇円以下	二、八八〇円以下	七一〇円以下	三、六二〇円以下	一、四四〇円以下	一、四四〇円以下	一、四四〇円以下	一、四二〇円以下	六、六二〇円以下	二、五八〇円以下	二、五八〇円以下	二、五八〇円以下	二、五八〇円以下	七一〇円以下	三、三一〇円以下	一、二九〇円以下	一、二九〇円以下	一、二九〇円以下	四、〇四〇円以下	二〇、三〇〇円以下	八、〇八〇円以下

国際会議室	午前	超過一時間	規則で定める額以下
	午後	超過一時間	
	夜間	超過一時間	
	一日	超過一時間	
	超過一時間	超過一時間	
	超過一時間	超過一時間	

(埼玉県農林公園条例の一部改正)

第十五条 埼玉県農林公園条例(昭和六十三年埼玉県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一研修室の項中「四、五三〇円」を「四、六二〇円」に、「七、三七〇円」を「七、五一〇円」に改め、同表第二研修室の項中「一、二九〇円」を「一、三二〇円」に、「二、一九〇円」を「二、二三〇円」に改め、同表調理実習室の項中「一、六八〇円」を「一、七一〇円」に、「二、九八〇円」を「三、〇三〇円」に改め、同表木工工作室の項中「一、二九〇円」を「一、三二〇円」に、「二、一九〇円」を「二、二三〇円」に改める。

(埼玉県環境整備センターの手数料等に関する条例の一部改正)

第十六条 埼玉県環境整備センターの手数料等に関する条例(昭和六十三年埼玉県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表一の項中「二、一六〇円」を「二、二〇〇円」に、「二、〇五七円」を「二、〇九五円」に改め、同表二の項中「一、九五四円」を「一、九九〇円」に改める。  
(埼玉県民活動総合センター条例の一部改正)

第十七条 埼玉県民活動総合センター条例(平成二年埼玉県条例第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中表の部分の部分を次のように改める。

施設の種類等	利用料金の上限額(円)								
	小 平		一 日		一 日	超 過 三 十 分			
	休 日	土 曜 日	休 日	土 曜 日					
第二楽屋	A	B	A	B	午 前	午 後	夜 間	一 日	超 過 三 十 分
第一楽屋	A	B	A	B	一〇、五〇〇	一七、五〇〇	一七、五〇〇	三八、七〇〇	二、三九〇
	B	A	B	A	一三、六〇〇	二二、七〇〇	二二、七〇〇	五〇、三〇〇	三、一一〇
	A	B	A	B	一二、六〇〇	二一、〇〇〇	二一、〇〇〇	四六、五〇〇	二、八八〇
	B	A	B	A	一六、三〇〇	二七、三〇〇	二七、三〇〇	六〇、四〇〇	三、七四〇
	A	B	A	B	五二〇	八七〇	八七〇	一、九三〇	一一〇
	B	A	B	A	六八〇	一、一二〇	一、一二〇	二、五〇〇	一四〇
	A	B	A	B	五二〇	八七〇	八七〇	一、九三〇	一一〇
	B	A	B	A	六八〇	一、一二〇	一、一二〇	二、五〇〇	一四〇
	A	B	A	B	五二〇	八七〇	八七〇	一、九三〇	一一〇
	B	A	B	A	六八〇	一、一二〇	一、一二〇	二、五〇〇	一四〇



第一パソコン	オ		視聴覚スタジ		第七準備室		第六準備室		第五準備室		第四準備室		第三準備室		第二準備室		第一準備室		I室 第十七セミナ		I室 第十六セミナ		I室 第十五セミナ		I室 第十四セミナ		I室 第十三セミナ		I室 第十二セミナ		I室 第十一セミナ		第十セミナ		室	
A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	
一、一六〇	七、九九〇	六、一五〇	四一〇	三三〇	一、〇六〇	八三〇	一、〇六〇	八三〇	一、〇六〇	八三〇	一、〇六〇	八三〇	一、〇六〇	八三〇	一、〇六〇	八三〇	一、〇六〇	八三〇	四、七四〇	三、六五〇	三、〇一〇	二、三二〇	三、〇一〇	二、三二〇	二、三六〇	一、八二〇	二、三六〇	一、八二〇	二、三六〇	二、三六〇	一、八二〇	二、三六〇	一、八二〇	四、七四〇	三、六五〇	三、〇一〇
一、六六〇	一一、四〇〇	八、八一〇	八四〇	六六〇	一、五〇〇	一、一六〇	一、五〇〇	一、一六〇	一、五〇〇	一、一六〇	一、五〇〇	一、一六〇	一、五〇〇	一、一六〇	一、五〇〇	一、一六〇	一、五〇〇	一、一六〇	六、六九〇	五、一五〇	四、三一〇	三、三二〇	四、三一〇	三、三二〇	三、二三〇	二、四九〇	三、二三〇	二、四九〇	三、二三〇	二、四九〇	三、二三〇	二、四九〇	六、六九〇	五、一五〇	四、三一〇	
一、六六〇	一一、四〇〇	八、八一〇	八四〇	六六〇	一、五〇〇	一、一六〇	一、五〇〇	一、一六〇	一、五〇〇	一、一六〇	一、五〇〇	一、一六〇	一、五〇〇	一、一六〇	一、五〇〇	一、一六〇	一、五〇〇	一、一六〇	六、六九〇	五、一五〇	四、三一〇	三、三二〇	四、三一〇	三、三二〇	三、二三〇	二、四九〇	三、二三〇	二、四九〇	三、二三〇	二、四九〇	三、二三〇	二、四九〇	六、六九〇	五、一五〇	四、三一〇	
三、八二〇	二六、二〇〇	二〇、二〇〇	一、七〇〇	一、三二〇	三、四三〇	二、六六〇	三、四三〇	二、六六〇	三、四三〇	二、六六〇	三、四三〇	二、六六〇	三、四三〇	二、六六〇	三、四三〇	二、六六〇	三、四三〇	二、六六〇	一五、二〇〇	一一、八〇〇	九、九四〇	七、六五〇	九、九四〇	七、六五〇	七、五五〇	五、八二〇	七、五五〇	五、八二〇	七、五五〇	五、八二〇	七、五五〇	一五、二〇〇	一一、八〇〇	九、九四〇		
二四〇	一、六五〇	一、二七〇	一〇〇	八〇	二一〇	一六〇	二一〇	一六〇	二一〇	一六〇	二一〇	一六〇	二一〇	一六〇	二一〇	一六〇	二一〇	一六〇	九七〇	七五〇	六一〇	四八〇	六一〇	四八〇	四七〇	三六〇	四七〇	三六〇	四七〇	三六〇	四七〇	三六〇	九七〇	七五〇	六一〇	

和 室	第六会議室		第五会議室		第四会議室		第三会議室		第二会議室		第一会議室		音楽スタジオ		料理研修室		手芸制作室		絵画制作室		陶芸制作室		工芸制作室		第二研修室		第一研修室		研修室		第三パソコン		研修室		第二パソコン		研修室		
	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	
	七九〇	一、〇六〇	八三〇	一、〇六〇	八三〇	二、三六〇	一、八二〇	二、三六〇	一、八二〇	五、一七〇	三、九九〇	四、七四〇	三、六五〇	三、四二〇	二、六四〇	三、四二〇	二、二一〇	一、七一〇	二、二一〇	一、七一〇	二、二一〇	一、七一〇	二、二一〇	一、七一〇	四、七四〇	三、六五〇	一、七〇〇	一、三二〇	三、〇一〇	二、三二〇	五、六〇〇	四、三二〇	一、五〇〇						
	一、一八〇	一、七〇〇	一、三二〇	一、七〇〇	一、三二〇	三、四三〇	二、六六〇	三、四三〇	二、六六〇	七、七七〇	五、九八〇	七、一一〇	五、四八〇	四、九六〇	三、八二〇	四、九六〇	三、二四〇	二、五〇〇	三、二四〇	二、五〇〇	三、二四〇	二、五〇〇	三、二四〇	二、五〇〇	六、六九〇	五、一五〇	二、三六〇	一、八二〇	四、三一〇	三、三二〇	七、九九〇	六、一五〇	二、一四〇						
	一、一八〇	一、七〇〇	一、三二〇	一、七〇〇	一、三二〇	三、四三〇	二、六六〇	三、四三〇	二、六六〇	七、七七〇	五、九八〇	七、一一〇	五、四八〇	四、九六〇	三、八二〇	四、九六〇	三、二四〇	二、五〇〇	三、二四〇	二、五〇〇	三、二四〇	二、五〇〇	三、二四〇	二、五〇〇	六、六九〇	五、一五〇	二、三六〇	一、八二〇	四、三一〇	三、三二〇	七、九九〇	六、一五〇	二、一四〇						
	三、〇三〇	三、八七〇	二、九九〇	三、八七〇	二、九九〇	七、七七〇	五、九八〇	七、七七〇	五、九八〇	一七、二〇〇	一三、三〇〇	一五、五〇〇	一一、九〇〇	一一、三〇〇	八、七一〇	一一、三〇〇	七、三六〇	五、六七〇	七、三六〇	五、六七〇	七、三六〇	五、六七〇	七、三六〇	五、六七〇	一五、二〇〇	一一、八〇〇	五、六〇〇	四、三二〇	九、九四〇	七、六五〇	一八、二〇〇	一四、一〇〇	四、九六〇						
	一六〇	二四〇	一八〇	二四〇	一八〇	五〇〇	三八〇	五〇〇	三八〇	一、一一〇	八五〇	一、〇一〇	七八〇	七一〇	五五〇	七一〇	四五〇	三五〇	四六〇	三五〇	四六〇	三五〇	四六〇	三五〇	九七〇	七五〇	三四〇	二七〇	六一〇	四八〇	一、一六〇	九〇〇	三〇〇						





音楽ホール		小ホール					大ホール					施設等の名称																											
B		A					B		A			B		A			利用区分	利用料金																					
午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前			超過一時間	一日	夜間	午後	午前																
八七、二〇〇円以下	四七、八〇〇円以下	平日	一一、九〇〇円以下	一〇九、〇〇〇円以下	五六、六〇〇円以下	四三、六〇〇円以下	二二、九〇〇円以下	平日	一一、二〇〇円以下	一〇三、二〇〇円以下	五三、六〇〇円以下	四一、二〇〇円以下	二二、六〇〇円以下	平日	五、六〇〇円以下	五一、六〇〇円以下	二六、八〇〇円以下	二〇、六〇〇円以下	一一、三〇〇円以下	平日	三六、二〇〇円以下	三二九、二〇〇円以下	一七一、〇〇〇円以下	一三一、六〇〇円以下	七二、四〇〇円以下	平日	一八、一〇〇円以下	一六四、六〇〇円以下	八五、五〇〇円以下	六五、八〇〇円以下	三六、二〇〇円以下	平日	四七、〇〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日	一一一、一〇〇円以下	一一一、一〇〇円以下	八五、五〇〇円以下	四七、〇〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日
一一三、二〇〇円以下	六二、〇〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日	一五、五〇〇円以下	一四一、七〇〇円以下	七三、五〇〇円以下	五六、六〇〇円以下	三一、〇〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日	一四、六〇〇円以下	一三四、〇〇〇円以下	六九、六〇〇円以下	五三、四〇〇円以下	二九、二〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日	七、三〇〇円以下	六七、〇〇〇円以下	三四、八〇〇円以下	二六、七〇〇円以下	一四、六〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日	四七、〇〇〇円以下	四二七、八〇〇円以下	二二二、二〇〇円以下	一七一、〇〇〇円以下	九四、〇〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日	二三、五〇〇円以下	二一三、九〇〇円以下	一一一、一〇〇円以下	八五、五〇〇円以下	四七、〇〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日	一一一、一〇〇円以下	一一一、一〇〇円以下	八五、五〇〇円以下	四七、〇〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日		



小練習室 C			小練習室 B			小練習室 A			中練習室			大練習室			小稽古場三			小稽古場二															
夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間										
七 七 〇 円 以 下	七 〇 〇 円 以 下	五 二 〇 円 以 下	二 三 〇 円 以 下	一、 五 三 〇 円 以 下	六 七 〇 円 以 下	六 一 〇 円 以 下	四 六 〇 円 以 下	四 二 〇 円 以 下	二、 八 〇 〇 円 以 下	一、 一 二 〇 円 以 下	一、 二 三 〇 円 以 下	八 四 〇 円 以 下	九 二 〇 円 以 下	六、 一 三 〇 円 以 下	二、 七 〇 〇 円 以 下	二、 四 五 〇 円 以 下	一、 八 四 〇 円 以 下	四、 三 四 〇 円 以 下	二 八、 九 〇 〇 円 以 下	一 一、 五 〇 〇 円 以 下	一 二、 七 〇 〇 円 以 下	八、 六 九 〇 円 以 下	三 八 〇 円 以 下	二、 五 九 〇 円 以 下	一、 〇 三 〇 円 以 下	一、 一 三 〇 円 以 下	七 七 〇 円 以 下	三 六 〇 円 以 下	二、 三 九 〇 円 以 下	一、 〇 五 〇 円 以 下	九 五 〇 円 以 下	七 二 〇 円 以 下	二 九 〇 円 以 下

大ホール第		大ホール第 五楽屋					大ホール第 四楽屋					大ホール第 三楽屋					大ホール第 二楽屋					大ホール第 一楽屋					小練習室D						
午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日
一、九〇〇円以下	一、九〇〇円以下	四四〇円以下	二、二四〇円以下	八九〇円以下	八九〇円以下	八九〇円以下	一、二六〇円以下	六、三〇〇円以下	二、五二〇円以下	二、五二〇円以下	二、五二〇円以下	八五〇円以下	四、二六〇円以下	一、七〇〇円以下	一、七〇〇円以下	一、七〇〇円以下	九〇〇円以下	四、五二〇円以下	一、八〇〇円以下	一、八〇〇円以下	一、八〇〇円以下	八八〇円以下	四、四二〇円以下	一、七六〇円以下	一、七六〇円以下	一、七六〇円以下	一八〇円以下	一、二三〇円以下	五四〇円以下	四九〇円以下	三七〇円以下	二六〇円以下	一、七六〇円以下

	第一樂屋 音樂ホール	三樂屋 小ホール第	二樂屋 小ホール第	一樂屋 小ホール第	八樂屋 大ホール第	七樂屋 大ホール第	六樂屋
午前	超過一時間 一日 夜間 午後 午前	超過一時間 一日 夜間 午後 午前	超過一時間 一日 夜間 午後 午前	超過一時間 一日 夜間 午後 午前	超過一時間 一日 夜間 午後 午前	超過一時間 一日 夜間 午後 午前	超過一時間 一日 夜間
	二、四五〇円以下 一、三三〇円以下 六、六六〇円以下 二、六六〇円以下 二、六六〇円以下 二、六六〇円以下	四、三八〇円以下 一、七五〇円以下 一、七五〇円以下 一、七五〇円以下 八七〇円以下	一、九一〇円以下 七六〇円以下 七六〇円以下 七六〇円以下 三八〇円以下	四、五二〇円以下 一、八〇〇円以下 一、八〇〇円以下 一、八〇〇円以下 九〇〇円以下	三、三三〇円以下 一、三三〇円以下 一、三三〇円以下 一、三三〇円以下 六六〇円以下	一、〇四〇円以下 五、二一〇円以下 二、〇八〇円以下 二、〇八〇円以下 二、〇八〇円以下	四、七五〇円以下 一、九〇〇円以下 九五〇円以下

附属設備	台)	駐車場(一)	第七楽屋 音楽ホール					第六楽屋 音楽ホール					第五楽屋 音楽ホール					第四楽屋 音楽ホール					第三楽屋 音楽ホール					第二楽屋 音楽ホール									
			超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前					
規則で定める額以下	一時間以上二時間未満の場合は、三六〇円以下(一時間まで増すごとに三六〇円以下を加える。)		一、八四〇円以下 三六〇円以下					二、一五〇円以下 四二〇円以下					一、〇四〇円以下 五二〇円以下					一、〇四〇円以下 八二〇円以下					一、六五〇円以下 九四〇円以下					一、一七〇円以下 二二〇円以下					二、四五〇円以下 四五〇円以下				

第二十条 埼玉県長~~浦~~射撃場条例の一部改正)  
 (埼玉県長~~浦~~射撃場条例(平成六年埼玉県条例第十号)の一部を次のよう

に改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

施設等の名称	利用区分	基本料金		超過料金	
		個人	団体	個人	団体
小口径ライフル射撃場	一般	一、〇七〇円以上 一、六〇〇円以下	一人につき 八五〇円以上 一、二八〇円以下	二六〇円以上 四〇〇円以下	一人につき 一一〇円以上 三三〇円以下
	学生	一、〇七〇円以上 一、六〇〇円以下	一人につき 八五〇円以上 一、二八〇円以下	二六〇円以上 四〇〇円以下	一人につき 一一〇円以上 三三〇円以下
大口径ライフル射撃場	一般	三、二〇〇円以上 三、二〇〇円以下	一人につき 一、七一〇円以上 二、五六〇円以下	八〇〇円以上 八〇〇円以下	一人につき 四三〇円以上 六四〇円以下
	学生及び生徒	三、二〇〇円以上 三、二〇〇円以下	一人につき 一、七二〇円以上 二、五六〇円以下	八〇〇円以上 八〇〇円以下	一人につき 四三〇円以上 六四〇円以下
空気銃射撃場	一般	一、〇七〇円以上 一、六〇〇円以下	一人につき 八五〇円以上 一、二八〇円以下	二六〇円以上 四〇〇円以下	一人につき 一一〇円以上 三三〇円以下
	学生及び生徒	一、〇七〇円以上 一、六〇〇円以下	一人につき 八五〇円以上 一、二八〇円以下	二六〇円以上 四〇〇円以下	一人につき 一一〇円以上 三三〇円以下

(埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター条例の一部改正)

第二十一条 埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター条例(平成六年埼玉県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

別表展示室の項中「八二〇円」を「八四〇円」に改め、同表講義室の項中「七二〇円」を「七三〇円」に、「九三〇円」を「九四〇円」に、「一、四四〇円」を「一、四七〇円」に改める。

(埼玉県種苗センター条例の一部改正)

第二十二條 埼玉県種苗センター条例(平成六年埼玉県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

施設の名称	種苗の区分	単位	期間	利用料金	
				基本料金	超過料金
育苗用				基本料金	超過料金
				育苗用	培地に





区 分	利用料金
-----	------

接ぎ木苗			
なす及び トマト	きゅうり	園芸 作物	
一本			
は種を した日 から起 算して 七十日 以内	は種を した日 から起 算して 三十日 以内	は種を した日 から起 算して 十日以 内	一 受託する箱の数 が、百箱未満のと き。 一、七八〇円以下 二 受託する箱の数 が、百箱以上のと き。 一、六七〇円以下
二〇〇円以下	一四〇円以下		八〇円以下

(埼玉県森林科学館条例の一部改正)

第二十三条 埼玉県森林科学館条例(平成六年埼玉県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表木工工作室の項中「一、七四〇円」を「一、七七〇円」に、「二、三二〇円」を「二、三六〇円」に、「四、〇五〇円」を「四、一二〇円」に改め、同表第一学習室の項中「二、四二〇円」を「二、四六〇円」に、「三、二二〇円」を「三、二八〇円」に、「五、六四〇円」を「五、七四〇円」に改め、同表第二学習室の項中「八七〇円」を「八八〇円」に、「一、一六〇円」を「一、一八〇円」に、「二、〇二〇円」を「二、〇五〇円」に改める。

(さいたま文学館条例の一部改正)

第二十四条 さいたま文学館条例(平成九年埼玉県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中表の部分を次のように改める。

	個人	団体（二十人以上の場合に限る。）
一般	二六〇円以下	一人につき 一五〇円以下
学生・生徒	一三〇円以下	一人につき 七〇円以下

別表第二号の表中表の部分の部分を次のように改める。

施設等の名称	利用料金	
	午前九時から午後 零時三十分まで	午後一時から午後 五時まで
ホール	六、四六〇円以下	七、三九〇円以下
講座室一	一、七一〇円以下	一、九八〇円以下
講座室二	一、三二〇円以下	一、五八〇円以下
研修室一	七九〇円以下	九二〇円以下
研修室二	一、四五〇円以下	一、五八〇円以下
研修室三（和室）	一、〇五〇円以下	一、三二〇円以下
駐車場（一台）	三十分につき	一〇〇円以下
附属設備	知事が別に定める額以下	

（さいたまスーパーアリーナ条例の一部改正）

第二十五条 さいたまスーパーアリーナ条例（平成十一年埼玉県条例第五十四号）

の一部を次のように改正する。

別表中表の部分の部分を次のように改める。

施設等の名称		利用料金			
料金 基本 利用	料金 超過 利用	料金 基本 利用		料金 超過 利用	
		一般 利用	県民 利用	一般 利用	県民 利用
スタジアム		一、一五二、〇〇〇円以下	三九六、〇〇〇円以下	一、四九八、〇〇〇円以下	三、九六〇、〇〇〇円以下
		一、二六五、〇〇〇円以下	四三六、〇〇〇円以下	二、二六四八、〇〇〇円以下	四、三五六、〇〇〇円以下
		平日	平日	平日	平日
		日曜日・土曜日・休日	日曜日・土曜日・休日	日曜日・土曜日・休日	日曜日・土曜日・休日
		七、五二四、〇〇〇円以下	二、五六三、〇〇〇円以下	八、二七七、〇〇〇円以下	二、八二〇、〇〇〇円以下

多目的室〇〇一	ロッカー室〇〇八	ロッカー室〇〇七	ロッカー室〇〇六	ロッカー室〇〇五	ロッカー室〇〇四	ロッカー室〇〇三	ロッカー室〇〇二	ロッカー室〇〇一	料金基本	コミュニティアリ				ホール				メインアリーナ				
										料金超過		料金基本		料金超過		料金基本		料金超過				
										利用一般	利用県民	利用一般	利用県民	利用一般	利用県民	利用一般	利用県民	利用一般	利用県民	利用		
同	同	同	同	同	同	同	同	同	二六、〇〇〇円以下	二九七、〇〇〇円以下	一〇三、〇〇〇円以下	二、九七〇、〇〇〇円以下	一、〇二三、〇〇〇円以下	平日	二五八、〇〇〇円以下	八八、〇〇〇円以下	二、五七四、〇〇〇円以下	八八〇、〇〇〇円以下	平日	七五三、〇〇〇円以下	二五七、〇〇〇円以下	
六六、〇〇〇円以下	五〇、〇〇〇円以下	五〇、〇〇〇円以下	二六、〇〇〇円以下	五〇、〇〇〇円以下	五〇、〇〇〇円以下	二六、〇〇〇円以下	二六、〇〇〇円以下	二六、〇〇〇円以下	三二七、〇〇〇円以下	一一四、〇〇〇円以下	三、二六七、〇〇〇円以下	一、一二六、〇〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日	二八四、〇〇〇円以下	九七、〇〇〇円以下	二、八三二、〇〇〇円以下	九六八、〇〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日	八二九、〇〇〇円以下	二八三、〇〇〇円以下		

觀覽室三二六	同	一七、〇〇〇円以下
觀覽室三二五	同	一七、〇〇〇円以下
觀覽室三二四	同	一七、〇〇〇円以下
觀覽室三二三	同	一七、〇〇〇円以下
觀覽室三二二	同	一七、〇〇〇円以下
觀覽室三二一	同	三三、〇〇〇円以下
觀覽室三一四	同	三三、〇〇〇円以下
觀覽室三二三	同	三三、〇〇〇円以下
觀覽室三二二	同	三三、〇〇〇円以下
觀覽室三一	同	三三、〇〇〇円以下
特別觀覽室三二〇	同	五〇、〇〇〇円以下
特別觀覽室三一〇	同	八三、〇〇〇円以下
控室二〇一	同	九、〇〇〇円以下
控室二〇二	同	一三、〇〇〇円以下
控室二〇一	同	一七、〇〇〇円以下
控室一〇四	同	三三、〇〇〇円以下
控室一〇三	同	三三、〇〇〇円以下
控室一〇二	同	一七、〇〇〇円以下
控室一〇一	同	一七、〇〇〇円以下
控室〇〇一	同	三三、〇〇〇円以下
樂屋一〇六	同	一四、〇〇〇円以下
樂屋一〇五	同	一四、〇〇〇円以下
樂屋一〇四	同	一三、〇〇〇円以下
樂屋一〇三	同	二六、〇〇〇円以下
樂屋一〇二	同	二六、〇〇〇円以下
樂屋一〇一	同	二六、〇〇〇円以下
多目的室一〇六	同	三三、〇〇〇円以下
多目的室一〇五	同	一七、〇〇〇円以下
多目的室一〇四	同	一七、〇〇〇円以下
多目的室一〇三	同	一七、〇〇〇円以下
多目的室一〇二	同	一七、〇〇〇円以下
多目的室一〇一	同	一七、〇〇〇円以下
多目的室〇〇三	同	六六、〇〇〇円以下
多目的室〇〇二	同	六六、〇〇〇円以下

観覧室三二七	同		一七、〇〇〇円以下
観覧室三二八	同		一七、〇〇〇円以下
観覧室三二九	同		三三、〇〇〇円以下
当日券売場	同		一七、〇〇〇円以下
駐車場	一台	一時間以内七〇〇円以下（二時間を超える場合は、三〇分まで増すごとに三五〇円以下を加える。）	
附属設備		規則で定める額以下	

（埼玉県社会福祉総合センター条例の一部改正）

第二十六条 埼玉県社会福祉総合センター条例（平成十二年埼玉県条例第八十号）

の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

名称	会議施設等の		使用料		
	午前	午後	夜間	一日	
セミナー	四、九七〇円	一〇、一六〇円	一一、六一〇円	二二、六〇〇円	
ホール	四、四三〇円	九、〇四〇円	一〇、三一〇円	二〇、一〇〇円	
研修室一	一、八〇〇円	三、五四〇円	四、一五〇円	八、一六〇円	
研修室二	一、八七〇円	三、六八〇円	四、三二〇円	八、四九〇円	
研修室三	一、七六〇円	三、四六〇円	四、〇七〇円	七、九九〇円	
準備室一	五五〇円	一、〇八〇円	一、二七〇円	二、五〇〇円	
準備室二	五八〇円	一、一五〇円	一、三六〇円	二、六六〇円	
多目的実習室	三、七〇〇円	七、三〇〇円	八、五六〇円	一六、八二〇円	
会議室一	一、二四〇円	二、四六〇円	二、八八〇円	五、六六〇円	
会議室二	二、八二〇円	五、五六〇円	六、五三〇円	一二、八二〇円	
会議室三	一、八七〇円	三、六八〇円	四、三二〇円	八、四九〇円	
会議室四	一、九〇〇円	三、七六〇円	四、四一〇円	八、六六〇円	
附属設備	別に知事が定める。				

（埼玉県男女共同参画推進センター条例の一部改正）

第二十七条 埼玉県男女共同参画推進センター条例（平成十三年埼玉県条例第七十

九号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中表の部分を次のように改める。

施設の名称	使用料（円）		
	午前	午後	夜間
セミナー室一	三、三〇〇	五、二八〇	三、九六〇
セミナー室二	三、三〇〇	五、二八〇	三、九六〇

セミナー室三	一、六五〇	二、六四〇	一、九八〇
セミナー室四	一、六五〇	二、六四〇	一、九八〇
視聴覚セミナー室	五、九四〇	九、三五〇	七、〇四〇
和室	二、八六〇	四、五一〇	三、四一〇
準備室一	八八〇	一、四三〇	一、一〇〇
準備室二	八八〇	一、四三〇	一、一〇〇

(埼玉県立精神保健福祉センター条例の一部改正)

第二十八条 埼玉県立精神保健福祉センター条例(平成十三年埼玉県条例第八十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二診断書の項中「一、五三〇円」を「一、五五〇円」に、「四、五九〇円」を「四、六七〇円」に、「三、二四〇円」を「三、三〇〇円」に改め、同表身体検査書の項中「一、五三〇円」を「一、五五〇円」に改め、同表死体検案書(検案料を含む。)の項中「八、六四〇円」を「八、八〇〇円」に、「一、五三〇円」を「一、五五〇円」に改め、同表証明書の項中「一、五三〇円」を「一、五五〇円」に改める。

(埼玉県生活科学センター条例の一部改正)

第二十九条 埼玉県生活科学センター条例(平成十四年埼玉県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中表の部分の部分を次のように改める。

施設の名称	利用料金の上限額		
	午前	午後	夜間
実習室	二、五六〇円	四、一〇〇円	
研修室一	二、一〇〇円	三、三六〇円	二、五二〇円
研修室二	一、〇四〇円	一、六七〇円	一、二五〇円

(埼玉県彩の国ビジュアルプラザ条例の一部改正)

第三十条 埼玉県彩の国ビジュアルプラザ条例(平成十四年埼玉県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一大人の項中「五一〇円」を「五二〇円」に改め、同表小人の項中「二五〇円」を「二六〇円」に改め、同表会員券による利用の場合の項中「二、〇四〇円」を「二、〇八〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇四〇円」に改め、同表特別の展示を行う期間の項中「七二〇円」を「七三〇円」に改める。  
別表第二第一号の表中表の部分の部分を次のように改める。

区分	利用単位	使用料	
		県民	一般

名	称	使用料(月額)
インキュベートオフィス七〇一		九一、六〇〇円
インキュベートオフィス七〇二		九三、〇〇〇円
インキュベートオフィス七〇三		五七、九〇〇円
インキュベートオフィス七〇四		五〇、五〇〇円
インキュベートオフィス七〇五		四五、二〇〇円
インキュベートオフィス八〇一		九一、六〇〇円
インキュベートオフィス八〇二		九三、〇〇〇円
インキュベートオフィス八〇三		五七、九〇〇円
インキュベートオフィス八〇四		五〇、五〇〇円
インキュベートオフィス八〇五		四五、二〇〇円
インキュベートオフィス八〇六		八四、〇〇〇円
インキュベートオフィス九〇一		七〇、四〇〇円
インキュベートオフィス九〇二		四六、五〇〇円
インキュベートオフィス九〇三		四六、五〇〇円
インキュベートオフィス九〇四		七一、九〇〇円
インキュベートオフィス九〇五		九一、〇〇〇円
インキュベートオフィス九〇六		四〇、五〇〇円
(シェアードオフィス)		二三、五〇〇円

別表第二第三号の表中表の部分の部分を次のように改める。

利用単位	使用料	
	平日	日曜日・土曜日・休日
一時間	四、四二〇円	五、七二〇円
午前	八、四七〇円	九、六五〇円
午後	一五、四〇〇円	一九、九〇〇円
夜間	一五、四〇〇円	二〇、〇〇〇円
一日	三五、五〇〇円	四六、一〇〇円

別表第二第二号の表中表の部分の部分を次のように改める。

合	副調整室の利用がある場合	
	一日	一時間
副調整室の利用がない場合	一時間	一六、五〇〇円
合	一日	九九、〇〇〇円
	一時間	三三、〇〇〇円
	一日	九八、〇〇〇円
	一時間	六、〇〇〇円
	一日	三六、〇〇〇円
	一時間	七二、〇〇〇円

別表第二第四号の表中表の部分の部分を次のように改める。

名称	利用単位等		使 用 料		県民		一 般			
					一 時 間	一 日	一 時 間	一 日		
					一 時 間	一 日	一 時 間	一 日		
ノ ン リ ニ ア 編 集 室	一	一週間	六〇三、〇〇〇円	一、二〇六、〇〇〇円	一、二〇六、〇〇〇円	二四一、二〇〇円	四〇、二〇〇円			
			一日	一二〇、六〇〇円				二四一、二〇〇円		
			一時間	二〇、一〇〇円				四〇、二〇〇円		
		二	一週間	二六七、〇〇〇円	五三三、四〇〇円	五三三、四〇〇円	一〇六、八〇〇円	一七、八〇〇円		
				一日	五三、四〇〇円				一〇六、八〇〇円	
				一時間	八、九〇〇円				一七、八〇〇円	
	三		一週間	一二九、〇〇〇円	二五八、〇〇〇円	二五八、〇〇〇円	五三、四〇〇円	八、六〇〇円		
				一日	二五、八〇〇円				五三、四〇〇円	
				一時間	四、三〇〇円				八、六〇〇円	
		リ ニ ア 編 集 室	一	一週間	二七九、〇〇〇円	五六一、〇〇〇円	五六一、〇〇〇円	一一二、二〇〇円	一八、七〇〇円	
					一日	五五、八〇〇円				一一二、二〇〇円
					一時間	九、三〇〇円				一八、七〇〇円
二	一週間			一二九、〇〇〇円	二五八、〇〇〇円	二五八、〇〇〇円	五三、四〇〇円	八、六〇〇円		
				一日	二五、八〇〇円				五三、四〇〇円	
				一時間	四、三〇〇円				八、六〇〇円	
	マ ル チ オ ー デ イ オ 室		A	一週間	一八六、〇〇〇円	三七五、〇〇〇円	三七五、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	一七、八〇〇円	
					一日	三七、二〇〇円				三七五、〇〇〇円
					一時間	六、二〇〇円				一七、八〇〇円
B				一週間	二八五、〇〇〇円	五七〇、〇〇〇円	五七〇、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円	一七、八〇〇円	
					一日	五七、〇〇〇円				一一四、〇〇〇円
					一時間	九、五〇〇円				一七、八〇〇円
		会 議 室	一時間	一八、〇〇〇円	三六、〇〇〇円	三六、〇〇〇円	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円		
				一日	三、〇〇〇円				六、〇〇〇円	
				一週間	三〇〇円				六、〇〇〇円	
プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン 室			一時間	一、一〇〇円	二、三〇〇円	二、三〇〇円	二、三〇〇円	二、三〇〇円		
				一日	一、一〇〇円				二、三〇〇円	
				一週間	一、一〇〇円				二、三〇〇円	

別表第二第五号の表中「一六、四〇〇円」を「一六、七〇〇円」に、「一〇、二〇〇円」を「一〇、四〇〇円」に改める。

(埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部改正)

第三十一条 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例(平成十四年埼玉県条例第七十八



号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第二号中「一万八千二百円」を「一万八千四百円」に改め、同条第四号中「八千二百円」を「八千二百円」に改める。

(埼玉県立げんきプラザ条例の一部改正)

第三十二条 埼玉県立げんきプラザ条例(平成十五年埼玉県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中表の部分を次のように改める。

げんきプラザの名称												施設の名称			利用区分			単位	金額(円)		
音楽室			和風研修室				第二研修室			第一研修室			キャンプ用 テント			宿泊室			一般又は学生	一人一泊	八三〇
																			生徒又はこれに 準ずる者	一人一泊	五二〇
																			義務教育終了前 の者	一人一泊	三〇〇
																			一般又は学生	一人一泊	三〇〇
一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	の者					
三、三五〇	一、一五〇	一、四六〇	一、一五〇	一、二五〇	四一〇	五二〇	四一〇	四、〇八〇	一、三五〇	一、七七〇	一、三五〇	三、一三〇	一、〇三〇	一、三五〇	一、〇三〇	一、〇〇〇	二〇〇	三〇〇	三〇〇		

埼玉県立長繩げんきプラザ

埼玉県立加須げんき																																						
														第四研修室				第三研修室				第二研修室				第一研修室				宿泊室			面) 体育館(半)			面) 体育館(全)		
午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	の者	義務教育終了前	準ずる者	生徒又はこれに	一般又は学生	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	
																	一人一泊	一人一泊	一人一泊																			
八三〇	一、二五〇	四一〇	五二〇	四一〇	一、二五〇	四一〇	五二〇	四一〇	一、五六〇	五二〇	七三〇	五二〇	三、三五〇	一、一五〇	一、四六〇	一、一五〇	三〇〇	五二〇	八三〇	二、三五〇	七八〇	一、〇三〇	七八〇	四、七〇〇	一、五六〇	二、〇八〇	一、五六〇	一、八八〇	六二〇	八三〇	六二〇							

埼玉県立小川げんき プラザ								プラザ																			
バンガロー		キャンプ用 テント			宿泊室			テニスコ ー	体育館（半 面）			体育館（全 面）			音楽室			和室研修室			美術工芸室						
準ずる者	生徒又はこれに 一般又は学生	の者	義務教育終了前 準ずる者	生徒又はこれに 一般又は学生	の者	義務教育終了前 準ずる者	生徒又はこれに 一般又は学生		一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後
一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊	間 一面一時																			
三〇〇	四一〇	一〇〇	二〇〇	三〇〇	三〇〇	五二〇	八三〇	三〇〇	二、三五〇	七八〇	一、〇三〇	七八〇	四、七〇〇	一、五六〇	二、〇八〇	一、五六〇	三、一三〇	一、〇三〇	一、三五〇	一、〇三〇	二、三〇〇	七三〇	一、〇三〇	七三〇	二、五〇〇	八三〇	一、一五〇

体育館（半）		体育館（全面）				講堂				研修室				キャンピング用テント			宿泊室			集会室				研修室										
																														埼玉県立神川げんきプラザ				
午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	の者	義務教育終了前の者	準ずる者	生徒又はこれに準ずる者	一般又は学生の者	義務教育終了前の者	準ずる者	生徒又はこれに準ずる者	一般又は学生の者	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	の者	義務教育終了前の者		
														一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊											一人一泊	
一、〇三〇	七八〇	四、七〇〇	一、五六〇	二、〇八〇	一、五六〇	二、五〇〇	八三〇	一、一五〇	八三〇	一、二五〇	四一〇	五二〇	四一〇	一〇〇		二〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	五二〇	八三〇	四、二八〇	一、四六〇	一、八八〇	一、四六〇	二、三〇〇	七三〇	一、〇三〇	七三〇	二〇〇				

							埼玉県立名栗げんき プラザ																			
	テント キャンプ用			宿泊室			集会室			バンガロー			テント キャンプ用			宿泊室			ト	テニスコ ー	面					
午前	の者	義務教育終了前	準ずる者	生徒又はこれに	一般又は学生	一人一泊	一日	夜間	午後	午前	の者	義務教育終了前	準ずる者	生徒又はこれに	一般又は学生	一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊	間	一面一時	一日	夜間
	一人一泊		一人一泊	一人一泊	一人一泊						一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊					
一、 〇三〇	一〇〇		二〇〇	三〇〇	三〇〇		二、 三〇〇	七三〇	一、 〇三〇	七三〇		一〇〇	二〇〇	三〇〇		一〇〇	二〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	五二〇	八三〇			二、 三五〇	七八〇

埼玉県立大滝げんき プラザ																																		
面) 体育館(半)				面) 体育館(全)				陶芸室				木工室				大研修室二				大研修室一				小研修室二				小研修室一						
一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後				
二、三五〇	七八〇	一、〇三〇	七八〇	四、七〇〇	一、五六〇	二、〇八〇	一、五六〇	三、一三〇	一、〇三〇	一、三五〇	一、〇三〇	三、一三〇	一、〇三〇	一、三五〇	一、〇三〇	四、七〇〇	一、五六〇	二、〇八〇	一、五六〇	四、七〇〇	一、五六〇	二、〇八〇	一、五六〇	三、一三〇	一、〇三〇	一、三五〇	一、〇三〇	三、一三〇	一、〇三〇	一、三五〇				

別表第二中「七二〇」を「七三〇」に、「三六〇」を「三七〇」に改める。

(さいたま緑の森博物館条例の一部改正)

第三十三条 さいたま緑の森博物館条例(平成十七年埼玉県条例第二十六号)の一

部を次のように改正する。

別表中「八二〇円」を「八四〇円」に、「一、〇三〇円」を「一、〇五〇円」に、「一、六五〇円」を「一、六八〇円」に改める。

(埼玉県立歴史と民俗の博物館条例の一部改正)

第三十四条 埼玉県立歴史と民俗の博物館条例(平成十七年埼玉県条例第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「一、二三〇円」を「一、二五〇円」に、「二、四六〇円」を「二、五〇〇円」に、「四、一一〇円」を「四、一八〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、一三〇円」に改める。

別表第三中「六二〇円」を「六三〇円」に改める。

(埼玉県立史跡の博物館条例の一部改正)

第三十五条 埼玉県立史跡の博物館条例(平成十七年埼玉県条例第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「一、二三〇円」を「一、二五〇円」に、「二、四六〇円」を「二、五〇〇円」に、「四、一一〇円」を「四、一八〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、一三〇円」に改める。

(埼玉県立自然と川の博物館条例の一部改正)

第三十六条 埼玉県立自然と川の博物館条例(平成十七年埼玉県条例第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「六三〇円」を「六四〇円」に、「八〇〇円」を「八一〇円」に改める。

別表第三中「一、二三〇円」を「一、二五〇円」に、「二、四六〇円」を「二、五〇〇円」に、「四、一一〇円」を「四、一八〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、一三〇円」に改める。

別表第四第二号の表中「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に改める。

(埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設条例の一部改正)

第三十七条 埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設条例(平成二十二年埼玉県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「五、四〇〇円」を「五、五〇〇円」に、「九、九〇〇円」を「一〇、〇〇〇円」に、「一四、九〇〇円」を「一五、一〇〇円」に、「一六、五〇〇円」を「一六、八〇〇円」に、「六、四〇〇円」を「六、五〇〇円」に、「一一、七〇〇円」を「一一、九〇〇円」に、「一七、四〇〇円」を「一七、七〇〇円」に、「一九、四〇〇円」を「一九、七〇〇円」に、「八、〇〇〇円」を「八、一〇〇円」に、「九、三〇〇円」を「九、四〇〇円」に改め、同表の備考第五号中「一六、五〇〇円、一九、四〇〇円、

九、三〇〇円」を「一六、八〇〇円、一九、七〇〇円、九、四〇〇円」に改め、別表第二号の表中「九七、五一〇」を「九九、三〇〇」に、「一五八、五六〇」を「一六一、四〇〇」に、「一九、八二〇」を「二〇、一〇〇」に、「二〇〇、八五〇」を「二〇四、五〇〇」に、「五〇、二二〇」を「五一、一〇〇」に改め、別表第三号の表中「一五、四〇〇」を「一五、六〇〇」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定（利用料金に係る条例の規定を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に領収する使用料その他の歳入（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後最初に到来する第四条の規定による改正後の埼玉県工業用水料金徴収条例第三条第一項第一号の検針日までの間に係る月分の工業用水道料金の算定については、なお従前の例による。

4 第四条の規定による改正後の埼玉県水道用水料金徴収条例第三条の規定は、施行日以後に供給する水道用水の料金の額について適用し、施行日前に供給した水道用水の料金の額については、なお従前の例による。

5 第三十条の規定による改正後の埼玉県彩の国ビジュアルプラザ条例別表第二第三号及び第五号の規定は、施行日以後の利用であって平成三十一年四月一日以後に許可を受けたものに係る使用料（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日以後の利用であって平成三十一年四月一日以後に許可を受けたものに係る使用料（施行日前に発した納入通知書により領収するものに限る。）及び平成三十一年四月一日前に許可を受けた利用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

平成三十一年二月二十日提出

埼玉県知事 上田清司



提 案 理 由

消費税法等の一部改正に伴い、手数料等の額を改定したいので、この案を提出するものである。

第二十二号議案

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例

(埼玉県手数料条例の一部改正)

第一条 埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第三条第十八号中「第十一号」を「第十二号」に改め、同条第十九号中「第七十号」を「第七十三号」に改め、同条第二十号中「第七十一号」を「第七十四号」に改め、同条第二十一号中「第七十二号」を「第七十五号」に改め、同条第二十二号中「第七十三号」を「第七十六号」に改め、同条第二十三号中「第七十四号」を「第七十七号」に改め、同条第二十四号中「第七十五号」を「第七十八号」に改め、同条第二十五号中「第七十六号」を「第七十九号」に改め、同条第二十六号中「第七十九号」を「第八十二号」に改める。

別表福祉部の項第六号中「八千円」を「一万二千元」に改め、同項第十五号中「七百元」を「千八百円」に改める。

別表保健医療部の項第一号金額の欄を次のように改める。

イ 食品の検査

(1) 理化学検査

(一) 食品中の添加物の試験

(イ) 簡単なもの

一万千九百九十円

(ロ) 複雑なもの

二万四千七百九十円

(二) 食品中の有害性物質(有害性金属を除く。)の試験

二万四千七百九十円

(三) 食品中の有害性金属の試験

一万千九百九十円

(四) 食品中の残留農薬の試験

二万四千七百九十円

(五) 食品中の放射性物質の試験

五万七千円

(2) 細菌検査

(一) 食品中の一般細菌数の測定

三千三百八十円

(二) 食品中の大腸菌群の試験

六千五百七十円

(三) 食品中の目的菌の検査

七千三百二十円

ロ 添加物の検査

(1) 添加物の確認試験

一万千九百九十円

(2) 添加物の純度試験

一万千九百九十円

(3) 添加物の乾燥減量試験

一万千九百九十円

(4) 添加物の強熱残留物試験	一万千九百九十円
(5) 添加物の強熱減量試験	一万千九百九十円
(6) 添加物の水分試験	一万千九百九十円
(7) 添加物の定量試験	一万千九百九十円
ハ 器具の理化学的試験（溶出検査に限る。）	一万五千二百二十円

別表保健医療部の項第二百二十四号中「二万三千元」を「二万三千四百円」に改め、同項第二百二十五号中「一万千元」を「一万千五百円」に改め、同項第百八十一号中「二万円」を「二万三千元」に改め、同項第百八十二号中「一万千元」を「一万千三百円」に改める。

別表県土整備部の項中第二十八号を第三十一号とし、第二十七号の次に次の三号を加える。

二十八 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十九号)第十条第一項の規定に基づく土地使用权等の取得についての裁定の申請に対する審査	土地使用権等の取得の裁定申請手数料	イ 損失の補償金の見積額が十万円以下の場合 二万七千円 ロ 損失の補償金の見積額が十万円を超える百万円以下の場合 二万七千円に損失の補償金の見積額の十万円を超える部分が五万円に達するごとに二千七百元を加えた金額 ハ 損失の補償金の見積額が百万円を超え五百万円以下の場合 七万五千六百円に損失の補償金の見積額の百万円を超える部分が十万円に達するごとに三千四百円を加えた金額 ニ 損失の補償金の見積額が五百万円を超え二千万円以下の場合 二十一万六千六百円に損失の補償金の見積額の五百万円を超える部分が百万円に達するごとに三千五百円を加えた金額 ホ 損失の補償金の見積額が二千万円を超え一億円以下の場合 二十六万四千四百円に損失の補償金の見積額の二千万円を超える部分が四百万円
--	-------------------	--

<p>二十九 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十九条第一項の規定に基づく土地等使用権の存続期間の延長についての裁定の申請に対する審査</p>	<p>土地等使用権の存続期間の延長の裁定申請手数料</p>	<p>に達するごとに四千八百円を加えた金額へ損失の補償金の見積額が一億円を超える場合 三十六万百円</p>
<p>三十 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第二十七条第一項又は第三十七条第一項の規定に基づく収用又は使用についての裁定の申請に対する審査</p>	<p>収用又は使用の裁定申請手数料</p>	<p>損失の補償金の見積額に応じて第二十八号金額の欄イからへまでに掲げる場合と同じ方法で算出した金額</p>

別表都市整備部の項第一号中「第九号イ及び第十四号イ」を「第十二号イ及び第十七号イ」に改め、同項第二号及び第三号中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同項第五号中「第三号ハ、第九号ハ及び第十四号ハ」を「第六号ハ、第十二号ハ及び第十七号ハ」に改め、同項第七号、第八号、第十一号、第十二号及び第十四号中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同項第二十二号金額の欄を次のように改める。

イ	ロ及びハ以外の場合	十八万円
ロ	建築基準法第四十八条第十六項第一号に規定する増築、改築又は移転の場合	十二万円
ハ	建築基準法第四十八条第十六項第二号に規定する建築の場合	十四万円

別表都市整備部の項第二十六号中「又は第五項第三号」を「、第五項又は第六項第三号」に改め、同項第三十八号中「第六十七条の三第三項第二号」を「第六十七条第三項第二号」に改め、同項第三十九号中「第六十七条の三第五項第二号」を「第六十七条第五項第二号」に改め、同項第四十号中「第六十七条の三第九項第二号」を「第六十七条第九項第二号」に改め、同項第六十四号事務の種別の欄中「認定」の下に「の申請に対する審査」を加え、同項第六十五号事務の種別の欄中「第八十六条の八第三項」の下に「（同法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。）」を、「認定」の下に「の申請に対する審査」を加え、同項第一百十八号を第二百一十一号とし、第一百七十七号を第二百十号とし、同項第一百十四号金額の欄イ」を「第一百七十七号金額の欄イ」に、「第一百四十四号金額の欄ロ」を「第一百七十七号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第一百十九号とし、同項第一百五号を第一百十八号とし、同項第一百四十四号中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同号を同項第一百七十七号とし、同項第一百三十三号を第一百十六号とし、同項第一百十二号中「第一百十八号」を「第二百一十一号」に改め、同号を同項第一百五号とし、同項第一百一十号中「第九十九号金額の欄イ」を「第一百十二号金額の欄イ」に、「第九十九号金額の欄ロ」を「第一百十二号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第一百四十四号とし、同項第一百十号を第一百三十三号とし、同項第九十九号中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同号を同項第一百十二号とし、同項第八十八号中「第一百十号」を「第一百三十三号」に改め、同号を同項第一百一十号とし、同項中第七号を第一百十号とし、第六十六号を第九十九号とし、同項第一百五号中「第一百三十三号金額の欄イ」を「第六十六号金額の欄イ」に、「第一百三十三号金額の欄ロ」を「第六十六号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第八十八号とし、同項第一百四十四号を第七十七号とし、同項第三百三十三号中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同号を同項第六十六号とし、同項第二百二号中「第一百四十四号」を「第一百七十七号」に、「第一百五十五号」を「第一百八十八号」に改め、同号を同項第一百五十五号とし、同項中第一号を第一百四十四号とし、第六十六号から第九十号までを三号ずつ繰り下げ、第六十五号の次に次の三号を加える。

<p>六十六 建築基準法第八十七条の二第一項の規定に基づく用途の変更に伴う工事に係る全体計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>用途の変更に伴う工事に係る全体計画の認定申請手数料</p>	<p>二万七千円</p>
<p>六十七 建築基準法第八十七条の三第五項の規定に基づく用途を変更して興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査</p>	<p>興行場等に用途を変更する建築物の使用許可申請手数料</p>	<p>十二万円</p>
<p>六十八 建築基準法第八十七条の三第六項の規定に基づく用途を変更して特別興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査</p>	<p>特別興行場等に用途を変更する建築物の使用許可申請手数料</p>	<p>十六万円</p>

第二条 埼玉県手数料条例の一部を次のように改正する。  
 第三条第二十六号中「第八十二号」を「第八十三号」に改める。  
 別表保健医療部の項第一号金額の欄を次のように改める。

イ 食品の検査  
 (1) 理化学検査



め、同項第十八号中「二万二千四百円」を「二万二千五百円」に、「一万七千円」を「一万七千五百円」に改め、同項第十九号中「一万六千円」を「一万六千五百円」に、「一万二千円」を「一万二千五百円」に改め、同項第二十号から第二十二号までの規定中「二万二千四百円」を「二万二千五百円」に、「一万七千円」を「一万七千五百円」に改め、同項第二十三号中「一万四千元」を「一万四千五百円」に、「一万五百円」を「一万六百元」に改め、同項第二十四号中「二万二千四百円」を「二万二千五百円」に、「一万七千円」を「一万七千五百円」に改め、同項第二十五号中「一万四千元」を「一万四千五百円」に、「一万五百円」を「一万六百元」に改め、同項第二十六号及び第二十七号中「二万二千四百円」を「二万二千五百円」に、「一万七千円」を「一万七千五百円」に改め、同項第二十八号から第三十一号までの規定中「一万六千円」を「一万六千五百円」に、「一万二千円」を「一万二千五百円」に改め、同項第三十二号から第三十四号までの規定中「一万四千元」を「一万四千五百円」に、「一万五百円」を「一万六百元」に改め、同項第三十五号から第三十七号までの規定中「二万二千四百円」を「二万二千五百円」に、「一万七千円」を「一万七千五百円」に改め、同項第六十号中「七万六千円」を「七万七千円」に改め、同項第六十一号中「五千八百円」を「五千九百円」に改め、同項第六十三号中「四千三百円」を「四千四百円」に改め、同項第二百二十八号中「八万円」を「八万千円」に改める。

別表農林部の項第四号中「千二百円」を「千三百円」に改め、同項第二十一号の二中「二万五千元」を「二万六千元」に改め、同項第三十七号中「一万七千五百円」を「一万八千円」に改め、同項第三十八号中「四千元」を「四千五百円」に改め、同項第四十一号及び第四十二号中「七千九百円」を「八千円」に改め、同項第五十五号中「八百四十円」を「八百五十円」に、「一万九千五百円」を「一万九千七百円」に、「二千九百十円」を「二千九百三十円」に改める。

別表県土整備部の項中第三十一号を第三十三号とし、同項第三十号中「第二十八号金額の欄イ」を「第三十号金額の欄イ」に改め、同号を同項第三十二号とし、同項中第二十九号を第三十一号とし、第十八号から第二十八号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十七号中「第十四号金額の欄イ」を「第十六号金額の欄イ」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第十六号中「第十四号金額の欄イ」を「第十六号金額の欄イ」に改め、同号を同項第十八号とし、同項中第十五号を第十七号とし、第十号から第十四号までを二号ずつ繰り下げ、第九号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 建設業法第

建設業許

一の建設業者に係る建設業許可申請書等に



十三条に規定する建設業許可申請書等の写しの交付	可申請書等の写しの交付手数料	つき三百円に用紙一枚ごとに十円を加えた金額(第四号に規定する閲覧に引き続いて、当該閲覧に係る建設業許可申請書等の写しの交付を申請する場合にあっては、用紙一枚につき十円)
-------------------------	----------------	--

別表県土整備部の項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 建設業法第十条の規定に基づく建設業許可申請書等を閲覧に供する事務	建設業許可申請書等閲覧手数料	一の建設業者に係る建設業許可申請書等につき 三百円
------------------------------------	----------------	------------------------------

別表都市整備部の項第一号中「第百十二号イ及び第百十七号イ」を「第百十四号イ及び第百十九号イ」に改め、同項第五号中「第百六号ハ、第百十二号ハ及び第百十七号ハ」を「第百八号ハ、第百十四号ハ及び第百十九号ハ」に改め、同項中第百二十一号を第百二十三号とし、第百二十号を第百二十二号とし、同項第百十九号中「第百十七号金額の欄イ」を「第百十九号金額の欄イ」に、「第百十七号金額の欄ロ」を「第百十九号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第百二十一号とし、同項中第百十八号を第百二十号とし、同項第百十七号中「十七万四千四百八十円」を「十七万四千六百円」に、「十一万八千五百六十円」を「十二万七千七百円」に、「二十二万八千七百二十円」を「二十三万二千九百円」に、「十四万七千七百二十円」を「十五万四百円」に、「二十六万二千二百円」を「二十六万七千円」に、「十六万七千七百六十円」を「十六万四千七百円」に、「三十四万六千四百四十円」を「三十五万二千八百円」に、「二十万四千九百六十円」を「二十万八千七百円」に、「六十三万六千九百六十円」を「六十四万八千七百円」に、「三十四万七千五百二十円」を「三十五万三千九百円」に改め、同号を同項第百十九号とし、同項中第百十六号を第百十八号とし、同項第百十五号中「第百二十一号」を「第百二十三号」に改め、同号を同項第百十七号とし、同項第百十四号中「第百十二号金額の欄イ」を「第百十四号金額の欄イ」に、「第百十二号金額の欄ロ」を「第百十四号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第百十六号とし、同項中第百十三号を第百十五号とし、同項第百十二号中「十七万四千四百八十円」を「十七万四千六百円」に、「十一万八千五百六十円」を「十二万七千七百円」に、「二十二万八

千七百二十円」を「二十三万二千九百円」に、「十四万七千七百二十円」を「十五万四千円」に、「二十六万二千二百円」を「二十六万七千円」に、「十六万七千七百六十円」を「十六万四千七百円」に、「三十四万六千四百四十円」を「三十五万二千八百円」に、「二十万四千九百六十円」を「二十万八千七百円」に、「六十三万六千九百六十円」を「六十四万八千七百円」に、「三十四万七千五百二十円」を「三十五万三千九百円」に改め、同号を同項第百十四号とし、同項第百十一号中「第百十三号」を「第百十五号」に改め、同号を同項第百十三号とし、同項第百十号を第百十二号とし、第百九号を第百十一号とし、同項第百八号中「第百六号金額の欄イ」を「第百八号金額の欄イ」に、「第百六号金額の欄ロ」を「第百八号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第百十号とし、同項第百七号を第百九号とし、同項第百六号中「十七万四千四百八十円」を「十七万四千六百円」に、「十一万八千五百六十円」を「十二万七千七百円」に、「二十二万八千七百二十円」を「二十三万二千九百円」に、「十四万七千七百二十円」を「十五万四千円」に、「二十六万二千二百円」を「二十六万七千円」に、「十六万七千六百円」を「十六万四千七百円」に、「三十四万六千四百四十円」を「三十五万二千八百円」に、「二十万四千九百六十円」を「二十万八千七百円」に、「六十三万六千九百六十円」を「六十四万八千七百円」に、「三十四万七千五百二十円」を「三十五万三千九百円」に改め、同号を同項第百八号とし、同項第百五号中「第百七号」を「第百九号」に、「第百八号」を「第百十号」に改め、同号を同項第百七号とし、同項第百四号を第百六号とし、第八十六号から第百三号までを二号ずつ繰り下げ、第八十五号を第八十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十七 宅地建物 取引業法第十条 に規定する宅地 建物取引業者名 簿等の写しの交 付	宅地建物 取引業者 名簿等の 写しの交 付手数料	一の宅地建物取引業者に係る宅地建物取引業者名簿等につき三百円に用紙一枚ごとに十円を加えた金額（第八十二号に規定する閲覧に引き続いて、当該閲覧に係る宅地建物取引業者名簿等の写しの交付を申請する場合にあつては、用紙一枚につき十円）
---	--------------------------------------	---

別表都市整備部の項中第八十四号を第八十五号とし、第八十三号を第八十四号とし、第八十二号を第八十三号とし、第八十一号の次に次の一号を加える。

八十二 宅地建物 取引業法第十条 の規定に基づく	宅地建物 取引業者 名簿等 閲覧	一の宅地建物取引業者に係る宅地建物取引業者名簿等につき 三百円
--------------------------------	---------------------------	------------------------------------

宅地建物取引業者名簿等を閲覧に供する事務	覧手数料	
----------------------	------	--

(埼玉県証紙条例の一部改正)

第三条 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項第二百三十九号の次に次の一号を加える。

二百三十九の二 建設業許可申請書等閲覧手数料

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項第二百四十五号の次に次の一号を加える。

二百四十五の二 建設業許可申請書等の写しの交付手数料

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項第二百六十三号の次に次の三号を加える。

- 二百六十三の二 土地使用権等の取得の裁定申請手数料
- 二百六十三の三 土地等使用権の存続期間の延長の裁定申請手数料
- 二百六十三の四 収用又は使用の裁定申請手数料

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項第三百三十一号の次に次の三号を加える。

- 三百三十一の二 用途の変更に伴う工事に係る全体計画の認定申請手数料
- 三百三十一の三 興行場等に用途を変更する建築物の使用許可申請手数料
- 三百三十一の四 特別興行場等に用途を変更する建築物の使用許可申請手数料

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項第三百三十七号の次に次の一号を加える。

三百三十七の二 宅地建物取引業者名簿等閲覧手数料

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項第三百四十一号の次に次の一号を加える。

三百四十一の二 宅地建物取引業者名簿等の写しの交付手数料

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中埼玉県手数料条例第三条第十八号の改正規定、同条例別表福祉部の項の改正規定及び同表保健医療部の項の改正規定 平成三十一年四月一日
- 二 第一条中埼玉県手数料条例別表県土整備部の項の改正規定及び第三条中埼玉県証紙条例別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項第二百六十三号の次に三号を加える改正規定 平成三十一年六月一日
- 三 第一条中埼玉県手数料条例第三条第十九号から第二十六号までの改正規定及び同条例別表都市整備部の項の改正規定並びに第三条中埼玉県証紙条例別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項第三百三十一号の次に三号を加える改正規定 建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の施行の日
- 四 第二条並びに第三条中埼玉県証紙条例別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項第二百三十九号の次に一号を加える改正規定、同項第二百四十五号の次に一号を加える改正規定、同項第三百三十七号の次に一号を加える改正規定及び同項第三百四十一号の次に一号を加える改正規定 平成三十一年十月一日

平成三十一年二月二十日提出

埼玉県知事 上田清司

提 案 理 由

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に伴い、土地使用权等の取得の裁定申請手数料等の額を定めるとともに、消費税法等の一部改正に伴い、飲食店営業許可申請手数料等の額を改定する等したいので、この案を提出するものである。

第二十三号議案

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「六千七百三十人」を「六千七百七十六人」に改め、同項第八号中「四百十八人」を「四百二十七人」に改め、同項第九号中「二千三百九十二人」を「二千四百十一人」に改め、同項第十号中「百一人」を「百七人」に改める。

附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年二月二十日提出

埼玉県知事 上田清司

提案理由

児童虐待防止対策体制の強化、国際競技大会の開催等に対処するため、職員定数を改定したいので、この案を提出するものである。

## 第二十四号議案

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第六条の二 任命権者は、委員会（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）別表第一第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事業にあつては、労働基準監督署長）の許可を受けて、第二条から第五条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の委員会規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として委員会規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に規定する勤務以外の勤務をすることを命ずることがができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に規定する勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に關し必要な事項は、委員会規則で定める。

第七条第二項中「第二条から第五条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）」を「正規の勤務時間」に、「宿直又は日直の」を「前条第一項に規定する」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

2 職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第七条第二項」を「第六条の二第一項」に改める。

平成三十一年二月二十日提出

埼玉県知事

上田清司

提案理由

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行及び平成三十年十月十八日付けで埼玉県人事委員会からされた人事管理に関する報告を踏まえ、職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務に関する規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

## 第二十五号議案

### 会計年度任用職員の報酬等に関する条例

#### (趣旨)

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員（第七條及び第八條において単に「会計年度任用職員」という。）に対する報酬、費用弁償、給料及び手当については、この条例の定めるところによる。

#### (報酬等)

第二条 地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員（以下この条から第五條までにおいて「第一号会計年度任用職員」という。）に対しては、報酬及び期末手当を支給する。

2 報酬の額は、月額又は日額で定めるものとする。

3 報酬の額は、次項又は第五項の規定により決定した報酬の基本額及びその基本額に職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号。以下この項及び次項並びに別表において「給与条例」という。）第九條の二第二項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合（医師及び歯科医師にあつては、給与条例第九條の三に規定する割合）を乗じて得た額（月額の報酬にあつてはその額に百円未満、日額の報酬にあつてはその額に十円未満の端数を生じたときは、これらをそれぞれ四捨五入して得た額）の合計額とする。

4 月額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務一月につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額（医師及び歯科医師にあつては、当該月額に給与条例第七條の三第一項第一号に掲げる額を加えた額。次項において同じ。）に、その者について定められた一週間当たりの勤務時間を三十八・七五で除して得た数を乗じて得た額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。

5 日額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務一日につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額を二十一で除して得た額に、その者について定められた一日当たりの勤務時間を七・七五で除して得た数を乗じて得た額（その額に十円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。

6 報酬の額は、第一号会計年度任用職員の職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、かつ、一般職の常勤職員の給与との権衡を考慮して定めなければならない。

7 前五項に規定するもののほか、第一号会計年度任用職員に対しては、一般職の



常勤職員に支給される時間外勤務手当、休日勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬を規則で定めるところにより支給する。

8 期末手当は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、任期が六月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、期末手当は支給しない。

(報酬の基本額の特例)

第三条 特殊な専門的知識を必要とする業務に従事する第一号会計年度任用職員であつて規則で定めるものに対する報酬の基本額は、前条第四項又は第五項の規定にかかわらず、日額三万三千五百円を超えない範囲内において規則で定める。

(報酬及び期末手当の特例)

第四条 統一的な基準に基づき給与を支給する必要があると認められる第一号会計年度任用職員であつて規則で定めるものに対する報酬の基本額その他の報酬及び期末手当については、前二条の規定にかかわらず、当該基準に基づき規則で定める。

(費用弁償)

第五条 第一号会計年度任用職員が勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復するとき及び職務のため旅行したときは、それらの費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、一般職の常勤職員に支給される通勤手当及び旅費の額との権衡を考慮して定める。

(給料等)

第六条 地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員(第三項において「第二号会計年度任用職員」という。)に対しては、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当及び期末手当を支給する。

2 給料の額は、勤務一月につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。

3 第二条第六項の規定は、第二号会計年度任用職員の給料の額の決定について準用する。

4 初任給調整手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当及び期末手当は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、任期が六月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、期末手当は支給しない。

(報酬等の減額)

第七条 会計年度任用職員の報酬、給料及び手当の減額については、一般職の常勤職員の給与の減額の例に準じて、規則で定める。

(支給)

第八条 会計年度任用職員の報酬、費用弁償、給料及び手当（第二条第一項及び第六条第一項に規定する手当に限る。）の支給については、前六条に規定するもののほか、一般職の常勤職員の例による。

（委任）

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成三十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間（以下この条において「特定期間」という。）において非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十一号）の適用を受けていた非常勤職員（月額を報酬を受けていた非常勤職員に限る。）で、この条例の施行の日（以下この条において「施行日」という。）から平成三十二年六月三十日までの間にこの条例の適用を受けることとなるものであって、その者の受ける報酬の月額が特定期間において受けていた報酬の月額（特定期間において二以上の業務に従事した場合にあっては、当該二以上の業務に係る期間の満了する日のうち、施行日に最も近い日の属する月における報酬の月額（当該月額が二以上あるときは、当該月額のうち最も高い月額））に達しないこととなる場合においては、平成三十二年六月三十日までの間、その者の受ける報酬の月額から特定期間において受けていた報酬の月額までの範囲内において規則で定める額を報酬として支給する。

2 特定期間において非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の適用を受けていた非常勤職員で、施行日から平成三十二年六月三十日までの間にこの条例の適用を受けることとなるもののうち、前項に規定する者以外の者については、同項の規定による報酬を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、報酬を支給する。

（職員の分限に関する条例の一部改正）

第三条 職員の分限に関する条例（昭和二十六年埼玉県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

4 法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員に対する第一項の規定の適用については、同項中「三年を超えない範囲内」とあるのは「法第二十二條の二第二項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。

（職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第四条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和二十六年埼玉県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「月額」の下に「（法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員にあっては、報酬の額（会計年度任用職員の報酬等に関する条例（平成三十一年埼玉県条例第 号）第二條第四項若しくは第五項、第三條若しくは第四條又は会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例（平成三十一年埼玉県条例第 号）第三條第四項若しくは第五項若しくは第四條の報酬の基本額に限る。））」を加える。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第五條 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。

第二十二條を次のように改める。

（会計年度任用職員の給与）

第二十二條 地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員の給与については、他の職員の給与との権衡を考慮し、別に条例で定める。

（非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第六條 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第一條中「委員会」の下に「の非常勤」を加え、「その他の委員」を削る。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第七條 職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年埼玉県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員については、この限りでない。

（埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第八條 埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を「、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員（第十七條第一項及び第二十條第一項において単に「会計年度任用職員」という。）及び同法」に改める。

第十七條第一項中「以上で退職した職員」の下に「（会計年度任用職員を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同條中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、退職手当は、地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（特に勤務しないことが認められた日を含む。）が十八日以上ある月が引き続き六箇月を超えるに至った者で、その超えるに至った月以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して支給する。

第二十条を次のように改める。

（会計年度任用職員についての適用除外等）

第二十条 第四条から第六条まで、第六条の三、第八条から第九条の三まで、第十二条の二、第十三条、第十六条及び第十六条の二の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

2 第十五条の規定は、任期が六箇月未満の者その他の者で管理者が定めるものには適用しない。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第九条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年埼玉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第二十二条第一項」を「第二十二条」に、「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第十条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「している職員」の下に「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第八条中「した職員」の下に「（地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第二十六条の表第二十条第一項の項を削る。

第三十条第二号中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削る。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第十一条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第二十二条第一項」を「第二十二条」に、「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

(埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第十二条 埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十三年埼玉県条例第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)を「、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員(第二十一條第一項及び第二十五條第一項において単に「会計年度任用職員」という。)及び同法」に改める。

第二十一條第一項中「以上で退職した職員」の下に「(会計年度任用職員を除く。以下この項において同じ。)」を加え、同條中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、退職手当は、地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日(特に勤務しないことが認められた日を含む。)が十八日以上ある月が引き続き六箇月を超えるに至った者で、その超えるに至った月以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して支給する。

第二十五條を次のように改める。

(会計年度任用職員についての適用除外等)

第二十五條 第五條、第七條、第九條、第十一條、第十二條、第十六條、第十七條及び第二十條から第二十條の三までの規定は、会計年度任用職員には適用しない。

2 第十九條の規定は、任期が六箇月未満の者その他の者で管理者が定めるものには適用しない。

(埼玉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第十三條 埼玉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年埼玉県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第三條中「地方公務員法」の下に「第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員及び同法」を加える。

(埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第十四條 埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成二十一年埼玉県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を「、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員(第十九條第一項及び第二十三條第一項において単に

「会計年度任用職員」という。）及び同法」に改める。

第十九条第一項中「以上で退職した職員」の下に「（会計年度任用職員を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、退職手当は、地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（特に勤務しないことが認められた日を含む。）が十八日以上ある月が引き続いて六箇月を超えるに至った者で、その超えるに至った月以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して支給する。

第二十三條を次のように改める。

（会計年度任用職員についての適用除外等）

第二十三條 第四條から第六條まで、第八條、第十條、第十一條、第十四條、第十七條及び第十八條の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

2 第十六條の規定は、任期が六箇月未満の者その他の者で管理者が定めるものには適用しない。

別表（第二條、第六條関係）

職 種	月 額
医師及び歯科医師	給与条例別表第四医療職給料表イ医療職給料表(一)に定める一級における最高の号給の給料月額
薬剤師、獣医師、栄養士その他の規則で定める職	給与条例別表第四医療職給料表ロ医療職給料表(二)に定める一級における最高の号給の給料月額
保健師、看護師その他の規則で定める職	給与条例別表第四医療職給料表ハ医療職給料表(三)に定める一級における最高の号給の給料月額
前記以外の職	給与条例別表第一行政職給料表に定める一級における最高の号給の給料月額

平成三十一年二月二十日提出

埼玉県知事 上田清司

## 提 案 理 由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、並びに平成三十年十月十八日付けで埼玉県人事委員会からされた人事管理に関する報告を踏まえ、会計年度任用職員の報酬等に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものである。

第二十六号議案

埼玉県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県民生委員の定数を定める条例（平成二十六年埼玉県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

本則の表東松山市の項中「百五十九人」を「百六十二人」に改め、同表狭山市の項中「二百四十四人」を「二百四十五人」に改め、同表深谷市の項中「二百六十五人」を「二百六十八人」に改め、同表上尾市の項中「三百十八人」を「三百二十五人」に改め、同表蕨市の項中「百三十三人」を「百三十五人」に改め、同表戸田市の項中「百六十一人」を「百六十三人」に改め、同表新座市の項中「二百十五人」を「二百十七人」に改め、同表桶川市の項中「百四十人」を「百四十六人」に改め、同表久喜市の項中「二百八十九人」を「二百九十人」に改め、同表北本市の項中「百四十六人」を「百四十九人」に改め、同表吉川市の項中「百十七人」を「百二十人」に改め、同表白岡市の項中「百二人」を「百五人」に改め、同表伊奈町の項中「六十六人」を「六十七人」に改め、同表毛呂山町の項中「七十五人」を「七十九人」に改め、同表滑川町の項中「三十九人」を「四十一人」に改め、同表宮代町の項中「五十三人」を「五十五人」に改める。

附則

この条例は、平成三十一年十二月一日から施行する。

平成三十一年二月二十日提出

埼玉県知事 上田清司

提案理由

地域の実情を踏まえ、民生委員の定数を改定したいので、この案を提出するものである。



第二十七号議案

埼玉県児童相談所設置条例の一部を改正する条例

埼玉県児童相談所設置条例（平成十一年埼玉県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一項の表埼玉県越谷児童相談所の項所管区域の欄中「、草加市」、  
「、八潮市、三郷市」及び「、吉川市」を削り、同表に次のように加える。

埼玉県草加 児童相談所	草加市	草加市、八潮市、三郷市、吉川市
----------------	-----	-----------------

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年二月二十日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

提 案 理 由

増加する児童虐待に係る通告に一層迅速に対応するため、新たに埼玉県草加児童相談所を設置したいので、この案を提出するものである。

第二十八号議案

埼玉県健康づくり安心基金条例

(設置)

第一条 健康づくりに資する取組の充実を図り、もって誰もが健康で生き生きと暮らすことができる社会づくりを推進するため、埼玉県健康づくり安心基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額を含めて当該積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

一 当該積立てをする年度当初の一般会計歳入歳出予算に計上された県たばこ税に係る歳入の金額の百分の五に相当する額

二 前条に規定する目的のために寄附された寄附金の額

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条に規定する目的の達成に資する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の状況を踏まえ、平成三十五年度中にこの条例について見直しを行うものとする。

平成三十一年二月二十日提出

埼玉県知事 上田清司

## 提 案 理 由

健康づくりに資する取組の充実を図り、もって誰もが健康で生き生きと暮らすことができる社会づくりを推進するため、埼玉県健康づくり安心基金を設置したいので、この案を提出するものである。

第二十九号議案

埼玉県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例

埼玉県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成十五年埼玉県条例第二十六号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年二月二十日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

提 案 理 由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、埼玉県国民健康保険広域化等支援基金を廃止したいので、この案を提出するものである。

### 第三十号議案

埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する  
条例

埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「短期大学」の下に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の下に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。第九号及び第十号において同じ。）」を加え、同項第七号中「又は水道環境」を削り、同項第九号中「第三号に規定する学校を卒業した者」の下に「（学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）」を加え、同項第十一号中「卒業した」を削る。

#### 附則

- 1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第二条第一項第七号の規定は、この条例の施行の日以後に技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項に規定する第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（以下単に「合格した者」という。）について適用し、同日前に合格した者については、なお従前の例による。

平成三十一年二月二十日提出

埼玉県知事 上田清司

#### 提案理由

水道法施行令等の一部改正を踏まえ、専用水道に係る水道技術管理者の資格を改正したいので、この案を提出するものである。

第三十一号議案

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例

第一条 埼玉県産業技術総合センター条例（平成十四年埼玉県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表第一項中ワを削り、カをワとし、ヨを削り、タをカとし、レからウまでをヨからラまでとし、キからオまでを削り、同表第三項中カを削り、ヨをカとし、同表第六項中ヌを削り、ルをヌとし、ヲからキまでをルからウまでとし、同表第八項中ソをツとし、ルからレまでをヲからソまでとし、ヌの次に次のように加える。

ル 衝撃試験装置	一時間	一、三八〇円
-------------	-----	--------

別表第二第一号の表第一項中

液体試料水	一試料	八、三一〇円	液 定
素核の測定	一測定		
液体試料炭	一試料	三四、三〇〇円	固 定
素核・水素核二次元の測定	一測定		
固体試料炭	一試料	六七、五〇〇円	
素核の測定	一測定		

を

体試料測	一時間	八、二五〇円 （一時間を増す ごとに五、九一〇円を加える。）
体試料測	一時間	二八、九〇〇円 （一時間を増す ごとに八、八五〇円を加える。）

に改め、同表第二項中

(8) 粒度分布試験
------------

一試料	五、二四〇円
一項目	

を

(8) 食品材料等の物性試験	一試料	四、
(9) 粒度分布試験	一試料	五、
	一項目	
	一項目	

六〇〇円

二四〇円

に改め、同表中第八項を第九項とし、第四項から第七項までを一項ず

つ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

四 環境試験 衝撃試験装置による試験	一 試料	一三、六〇〇円
	一 測定	

第二条 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表第七項中タをソとし、ニからヨまでをへからレまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ リバブレーションチャンバー	一時間	六、七九〇円
ホ 空間電磁界可視化システム	一時間	六五〇円

別表第二第一号の表第三項中

(4) 電磁波妨害源探査装置による測定	一時間	四、三九〇円 (一時間を増すと三、〇〇円を加える。)
---------------------	-----	-------------------------------

円 三 十

(4) リバブレーションチャンバーを使用する測定	一時間	一一、二〇〇円 (一時間を増すと九、三四〇円を加える。)
(5) 電磁波妨害源探査装置による測定	一時間	四、三九〇円 (一時間を増すと三、〇〇円を加える。)

を

に改める。

第三条 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中表の部分の部分を次のように改める。

種類	名称	単位	金額
一 設計・加工機器	イ 五軸マシニングセンタ	一時間	三、一四〇円
	ロ マシニングセンタ	一時間	一、九二〇円
	ハ 高速立型加工機	一時間	三、七九〇円
	ニ 立フライス盤	一時間	四二〇円
	ホ 簡易NC旋盤	一時間	六七〇円
ヘ 旋盤	一時間	一六〇円	

二 表面観察機器																														
カ	ワ	ヲ	ル	ヌ	リ	チ	ト	ヘ	ホ	ニ	ハ	ロ	イ	ラ	ナ	ネ	ツ	ソ	レ	タ	ヨ	カ	ワ	ヲ	ル	ヌ	リ	チ	ト	
試料埋込器	切断・研磨器	試料研磨器	高速カメラ	マイクロCCDスコープ	デジタルマイクロスコープ	マイクロスコープ	高感度微分干渉顕微鏡	実体顕微鏡	光学顕微鏡(単機能型)	光学顕微鏡(複合機能型)	走査型プローブ顕微鏡	走査型電子顕微鏡	集束イオンビーム加工観察装置	油圧式圧搾機	製麺機	角形シートマシン	インクジェット式カラー積層造形装置	インクジェット式積層造形装置	自動トレースシステム	大型インクジェットプリンタ	サンドブラスト	カシヨットブラスト	二軸押出成形機	ワイオンプレーティング	低圧油圧プレス機(一五キロニュートン)	高圧油圧プレス機(一メガニュートン)	リ帯のこ盤	チラジアルボール盤	ト	
一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間
一四〇円	一三〇円	二四〇円	六一〇円	七〇円	五五〇円	一八〇円	一七〇円	一五〇円	九〇円	二四〇円	六三〇円	三一〇円	五、九二〇円	九〇円	一〇〇円	二四〇円	二、八六〇円	一、四三〇円	二九〇円	七〇円	一〇〇円	二七〇円	九五〇円	二、〇七〇円	二九〇円	四八〇円	一五〇円	一一〇円	三四〇円	



		三 強度試 験機 器																		
		ヨ イオンスパッタリング装置																	一時間	一一〇円
		イ 万能材料試験機（一〇キロニュートン）																	一時間	四〇〇円
		ロ 万能材料試験機（二〇キロニュートン）																	一時間	六一〇円
		ハ 万能材料試験機（一〇〇キロニュートン・五キロニュートン・一〇〇ニュートン）																	一時間	四三〇円
		ニ 万能材料試験機（二五〇キロニュートン）																	一時間	四〇〇円
		ホ 万能材料試験機（三〇〇キロニュートン）																	一時間	七九〇円
		ヘ ビデオ式非接触伸び計																	一時間	七九〇円
		ト 微小表面材料特性評価システム																	一時間	二八〇円
		チ 微小硬さ試験機																	一時間	二四〇円
		リ ビツカース硬さ試験機																	一時間	八〇円
		ヌ マイクロゴム硬度計																	一時間	八〇円
		ル ロックウェル硬度計																	一時間	七〇円
		ヲ シヤルピー衝撃試験機（三〇〇ジュール）																	一時間	三四〇円
		ワ 疲労試験機																	一時間	六二〇円
		カ 引張せん断試験機																	一時間	二六〇円
四 精密測 定機 器		イ 高精度三次元測定機																	一時間	三、四四〇円
		ロ 三次元測定機																	一時間	五一〇円
		ハ 非接触三次元測定機																	一時間	九六〇円
		ニ レーザー干渉測長機																	一時間	八二〇円
		ホ 測長機																	一時間	七三〇円
		ヘ 二次元座標測定顕微鏡																	一時間	一、二八〇円
		ト 画像測定機																	一時間	八三〇円
		チ 真円度測定機																	一時間	二七〇円
		リ 表面粗さ測定機																	一時間	一五〇円
		ヌ 表面粗さ・輪郭形状測定機																	一時間	三〇〇円
		ル 非接触微小形状測定機																	一時間	一、六〇〇円
		ヲ 三次元輪郭形状測定機																	一時間	二五〇円

五 器 測定機																			
ワ	全焦点三次元形状測定機	一時間	一、六五〇円																
イ	モーシヨンキャプチャ	一時間	九五〇円																
ロ	サーモグラフィ	一時間	二九〇円																
ハ	トレッドミル	一時間	一九〇円																
ニ	三次元デジタル	一時間	七五〇円																
ホ	形状測定装置	一時間	二七〇円																
ヘ	マイクロフォーカスX線CT装置	一時間	三、四九〇円																
ト	弾性率測定装置	一時間	一、五六〇円																
チ	熱定数分析機	一時間	八五〇円																
リ	誘電特性評価システム	一時間	五八〇円																
ヌ	熱伝導率計	一時間	三二〇円																
ル	蛍光X線膜厚計	一時間	七四〇円																
ヲ	電磁式・渦電流式膜厚計	一時間	一三〇円																
ワ	毛管式流動性測定装置	一時間	六〇〇円																
カ	混練抵抗測定装置	一時間	九九〇円																
ヨ	メルトインデクサ	一時間	二一〇円																
タ	粒度分布測定装置	一時間	二五〇円																
レ	色差計・光沢計	一時間	二〇〇円																
ソ	接触角測定装置	一時間	一九〇円																
ツ	ガス発生量測定機	一時間	二〇〇円																
ネ	熱膨張計	一時間	二四〇円																
ナ	カールフィッシャー水分計	一時間	六〇円																
ラ	食品用熱分析システム	一時間	三八〇円																
ム	動的粘弾性測定装置	一時間	三一〇円																
ウ	フアリノグラフ	一時間	一三〇円																
キ	クリープ試験装置	一時間	二五〇円																
ノ	精密力量測定機	一時間	七〇円																
オ	レオメータ	一時間	六〇円																
ク	香氣成分測定装置	一時間	三三〇円																
ヤ	振動式密度計	一時間	二〇〇円																
マ	米粒食味計	一時間	一一〇円																
ケ	エクステンソグラフ	一時間	一〇〇円																
フ	ビスコアミログラフ	一時間	一四〇円																

七 電子測定 機器	六 試料調 製機器																															
	置	ロ	イ	ウ	ム	ラ	ナ	ネ	ツ	ソ	レ	タ	ヨ	カ	ワ	ヲ	ル	ヌ	リ	チ	ト	ヘ	ホ	ニ	ハ	ロ	イ	キ	サ	ア	テ	エ
	電磁波障害対策室電磁波試験測定装置	電波暗室電磁波試験測定装置	フアリノグラフ用ミキサ	電気透析装置	ジャーファメンタ	安全キャビネット	真空凍結乾燥機	分離用小型超遠心機	かくはん機	二軸エクストルダ	造粒機	粉碎機	カッター式粉碎機	ワミル式粉碎機	ヲ試料粉碎装置	ル超微粒子粉碎機(食品用)	ヌ超微粒子粉碎機(工業材料用)	リ熱風循環式乾燥機	チ連続式ロータリーキルン	ト炭化焼成炉	ヘマツフル炉	ホ電気炉	ニ卓上電気炉	ハ高温電気炉	ロ窒素雰囲気焼戻炉	イ窒素雰囲気焼入炉	キチップ型電気泳動装置	サ光電光沢計	ア色差計	テ分光測色計	エ色彩分析システム	コ発酵モニタ
	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間
	五、二六〇円	一三、七〇〇円	九〇円	九〇円	一一〇円	一三〇円	四二〇円	二七〇円	九〇円	五六〇円	一一〇円	七〇円	三七〇円	五三〇円	一一〇円	二三〇円	一三〇円	一八〇円	四二〇円	四八〇円	三二〇円	一八〇円	一、四一〇円	五二〇円	三八〇円	六三〇円	九〇円	五〇円	一四〇円	一五〇円	一七〇円	一〇〇円

			八 評価試験機器																																																																																																	
ト	低湿恒温恒湿槽	一時間	八三〇円	ハ	シールドルーム電磁波試験測定装置	一時間	二、八一〇円	ニ	リバブレーションチャンバー	一時間	六、九一〇円	ホ	空間電磁界可視化システム	一時間	六六〇円	ヘ	電磁波妨害源探査装置	一時間	二九〇円	ト	電磁波解析装置	一時間	一四〇円	チ	シールド材特性評価装置	一時間	一〇〇円	リ	ネットワークアナライザ	一時間	二二〇円	ヌ	マイクロ波ネットワークアナライザ	一時間	三、〇八〇円	測定システム	一時間		ル	スペクトラムアナライザ	一時間	一三〇円	ヲ	ロジックアナライザ	一時間	一〇〇円	ワ	広帯域オシロスコープ	一時間	二二〇円	カ	オシロスコープ	一時間	五〇円	ヨ	高速信号シリアルアナライザ	一時間	一、三〇〇円	タ	任意波形発生装置	一時間	七〇円	レ	高周波信号発生器	一時間	五〇円	ソ	交直流可変電源装置	一時間	一〇〇円	イ	恒温恒湿槽	一時間	二八〇円	ロ	オゾン劣化試験機	一時間	二〇〇円	ハ	ガス腐食試験機	一時間	七七〇円	ニ	複合サイクル試験機	一時間	二六〇円	ホ	冷熱衝撃試験機	一時間	四四〇円	ヘ	人工気候室	一時間	一一、一〇〇円	（人工気象室に係る部分）	一時間	四、四七〇円	（減圧湿槽に係る部分）	一時間	八三〇円

九 分 析 機 器	チ	大型複合サイクル試験機	一時間	一、四二〇円
	リ	キセノンランプ式耐候性試験機	一時間	二、〇五〇円
	ヌ	振動試験機	一時間	二、二七〇円
	ル	衝撃試験装置	一時間	一、四〇〇円
	ヲ	パソコン制御式車椅子エルゴメータ	一時間	二二〇円
	ワ	低荷重摩耗試験機	一時間	二一〇円
	カ	超音波探傷器	一時間	一五〇円
	ヨ	熱プレス機	一時間	四九〇円
	タ	KESシステム	一時間	三〇〇円
	レ	織物摩耗試験機	一時間	五〇円
ソ	包装容器圧縮試験機	一時間	三三〇円	
ツ	剥離試験機	一時間	八〇円	
イ	光電子分光装置	一時間	六、一二〇円	
ロ	X線マイクロアナライザ	一時間	三、七〇〇円	
ハ	波長分散型蛍光X線分析装置	一時間	一、七五〇円	
ニ	蛍光X線微小部分分析計	一時間	二六〇円	
ホ	酸素・窒素分析装置	一時間	一、一四〇円	
ヘ	炭素・硫黄分析装置	一時間	九八〇円	
ト	イオンクロマトグラフ	一時間	四三〇円	
チ	高速液体クロマトグラフ	一時間	四二〇円	
リ	ガスクロマトグラフ	一時間	二二〇円	
ヌ	FT-NMR装置	一時間	五、一七〇円	
ル	赤外分光光度計	一時間	四一〇円	
ヲ	自記分光光度計	一時間	二八〇円	
ワ	近赤外分析計	一時間	七三〇円	
カ	有機酸分析システム	一時間	二五〇円	
ヨ	グルコースアナライザ	一時間	八〇円	
タ	自動滴定システム	一時間	八〇円	
十	その他の規則で定める試験研究機器	一時間	六、一二〇円以内で規則で定める額	

別表第一第一号の表の備考第二号中「二、四六〇円」を「二、五〇〇円」に改め、同表の備考第四号中「八四〇円」を「八五〇円」に改める。

別表第一第二号の表中表の部分のように改める。

名称	金額 (月額)
五〇一研究室	一三八、七〇〇円
五〇二研究室	一三八、七〇〇円
五〇三研究室	一三八、七〇〇円
五〇四研究室	一三八、七〇〇円
五〇五研究室	一三八、七〇〇円
五〇六研究室	一三八、七〇〇円
五〇七研究室	一三八、七〇〇円
五〇八研究室	一四八、〇〇〇円
五五一研究室	八五、八〇〇円
五五二研究室	七五、二〇〇円
五五三研究室	三五四、七〇〇円
六五一研究室	八〇、六〇〇円
六五二研究室	八〇、六〇〇円
六五三研究室	八〇、六〇〇円
六五四研究室	八〇、六〇〇円
六五五研究室	八七、四〇〇円
六五六研究室	八七、四〇〇円
六五七研究室	八〇、六〇〇円
六五八研究室	八〇、六〇〇円
六五九研究室	八〇、六〇〇円
六六〇研究室	八七、四〇〇円
六六一研究室	九三、五〇〇円

別表第一第三号の表中表の部分のように改める。

名称	利用区分	金額
三A会議室	午前	二、一三〇円
	午後	二、八六〇円
	夜間	二、一三〇円
	超過一時間	七〇〇円
	午前	二、一三〇円
	午後	二、八六〇円
三B会議室	午前	二、一三〇円
	午後	二、八六〇円
	夜間	二、一三〇円

大分類		中分類		小分類		細目	単位	金額	
一 分析	イ 一般分析	(1) 蛍光X 線分析装	(2) 一般定量分析	(1) 一般定性分析	定性分析	超過一時間	一成分	二、四五〇円	
						夜間	一試料	八、八八〇円	
						午後	一成分	一一、八〇〇円	
						午前	一試料	八、八八〇円	
						超過一時間	一成分	二、一四〇円	
						夜間	一試料	六、四六〇円	
		多 目的ホー ル二	イ 一般分析	(3) 重量法 による分 析	(2) 一般定量分析	(1) 一般定性分析	超過一時間	一成分	二、九五〇円
							夜間	一試料	八、八八〇円
							午後	一成分	一一、八〇〇円
							午前	一試料	八、八八〇円
							超過一時間	一成分	二、一四〇円
							夜間	一試料	六、四六〇円
多 目的ホー ル一	イ 一般分析	(1) 蛍光X 線分析装	(2) 一般定量分析	(1) 一般定性分析	超過一時間	一成分	二、四五〇円		
					夜間	一試料	八、八八〇円		
					午後	一成分	一一、八〇〇円		
					午前	一試料	八、八八〇円		
					超過一時間	一成分	二、一四〇円		
					夜間	一試料	六、四六〇円		
		四 C会議室	イ 一般分析	(3) 重量法 による分 析	(2) 一般定量分析	(1) 一般定性分析	超過一時間	一成分	七〇〇円
							夜間	一試料	二、一三〇円
							午後	一成分	二、一三〇円
							午前	一試料	二、一三〇円
							超過一時間	一成分	七〇〇円
							夜間	一試料	二、一三〇円
四 B会議室	イ 一般分析	(3) 重量法 による分 析	(2) 一般定量分析	(1) 一般定性分析	超過一時間	一成分	七〇〇円		
					夜間	一試料	二、一三〇円		
					午後	一成分	二、一三〇円		
					午前	一試料	二、一三〇円		
					超過一時間	一成分	七〇〇円		
					夜間	一試料	二、一三〇円		
四 A会議室	イ 一般分析	(3) 重量法 による分 析	(2) 一般定量分析	(1) 一般定性分析	超過一時間	一成分	七〇〇円		
					夜間	一試料	二、一三〇円		
					午後	一成分	二、一三〇円		
					午前	一試料	二、一三〇円		
					超過一時間	一成分	七〇〇円		
					夜間	一試料	二、一三〇円		

別表第一第四号の表中「一〇、二〇〇円」を「一〇、四〇〇円」に改める。  
別表第二第一号の表中表の部分を次のように改める。

(8) X線マ イクロア ナライザ による分		(7) ICP発光分析装置 による分析	(6) ICP質量分析装置 による分析	(5) 光電子 分光装置 による分 析		(4) 分光光度計による定 量分析	(3) 原子吸光光度計によ る定量分析	(2) 炭素・硫黄分析装置 による定量分析	置による 分析	定量分析
マッピング	試料分析			深さ方向分 析	マッピング	状態分析				
一 測定	一 試料	一 試料	一 試料	一 試料	一 測定	一 試料	一 成分	一 試料	一 成分	一 試料
三二、六〇〇円	二九、六〇〇円	九、六七〇円 (一成分を増す ごとに一、五九 〇円を加える。)	一四、四〇〇円 (一成分を増す ごとに二、〇五 〇円を加える。)	三二、一〇〇円 (一元素を増す ごとに三、三五 〇円、一水準を 増すごとに三、 〇五〇円を加え る。)	三八、六〇〇円 (一元素を増す ごとに六、四〇 〇円を加える。)	四六、四〇〇円	三、六三〇円	三、〇五〇円	七、八六〇円	二、七六〇円



二 材料試 験													
イ 強度試 験													
(1) 一般強 度試験		(16) X線回折装置による 分析	(15) 熱分析装置による分 析	(14) 赤外分光光度計によ る分析	(13) イオンクロマトグラ フによる分析	(12) 液体クロマトグラフ 質量分析装置による分 析	(11) 液体クロマトグラフ による分析	(10) ガスクロマトグラフ による分析	(9) NMR装 置による 分析	析	液体試料測 定	液体試料測 定	
強度試験	固体試料の 強度試験	シート状試 料の強度試 験	立体形状試 料の圧縮試 験	強度試験	強度試験	強度試験	強度試験	強度試験	強度試験	強度試験	強度試験	強度試験	
一項目	一試料	一項目	一試料	一項目	一試料	一項目	一試料	一項目	一試料	一項目	一試料	一項目	一試料
	三、一〇〇円		一、〇〇〇円	を 加える。 ごとに四一〇円	一、二三〇円 (一項目を増す ごとに四一〇円 を加える。)	九、七七〇円	三、八八〇円	四、七八〇円	一四、八〇〇円	二〇、三〇〇円	五、五〇〇円	九、八六〇円	八、四〇〇円 (一時間を増す ごとに六、〇一 〇円を加える。)

(7) 滑脱抵抗力試験	(6) 摩耗強さ試験	(5) 引裂強さ試験	(4) 硬さ試験	(3) 衝撃試験	(2) 万能材料試験機による強度試験								
					よるもの	アイゾット式試験機によるもの	シヤルピー式試験機によるもの	よるもの	二五〇キロニュートンの試験機によるもの	よるもの	一〇〇キロニュートンの試験機によるもの	二〇キロニュートンの試験機によるもの	一〇キロニュートンの試験機によるもの
一項目 一試料	一項目 一試料	一項目 一試料	一測定 一試料	一測定 一試料	一項目 一試料	一項目 一試料	一項目 一試料	一項目 一試料	一項目 一試料	一項目 一試料	一項目 一試料	一項目 一試料	一項目 一試料
一、〇七〇円	八五〇円	七五〇円	七一〇円	一、一〇〇円	二、七一〇円	三、二二〇円	三、九一〇円	三、一一〇円	八一〇円	一、〇六〇円			

ハ 組織試験																ロ 物理試験				
(4) 走査型 プローブ 顕微鏡に もの		試験 高分解能 鏡による		(3) 走査型 電子顕微 鏡による もの		(2) 走査型電子顕微鏡に よる試験		(1) 光学顕 微鏡によ る試験		(9) 粒度分布試験	(8) 食品材料等の物性試 験	(7) 防水度試験	(6) 収縮率試験	(5) 通気性試験	(4) ピリング試験	(3) 織度試験	(2) 透湿度試験	(1) 一般的な物理試験		
倍率一〇〇、 倍率一〇〇、 倍率一〇〇、 超えるもの	倍率一〇〇、 倍率一〇〇、 倍率一〇〇、 超えるもの	倍率一〇〇、 倍率一〇〇、 倍率一〇〇、 超えるもの	倍率一〇〇、 倍率一〇〇、 倍率一〇〇、 超えるもの	前処理が必 要なもの	前処理が不 要なもの	一項目	一試料	一項目	一試料	一項目	一試料	一項目	一試料	一項目	一試料	一項目	一試料	一項目	一試料	
一測定	一試料	一測定	一試料	一測定	一試料	一測定	一試料	一測定	一試料	一項目	一試料	一項目	一試料	一項目	一試料	一項目	一試料	一項目	一試料	
二〇、二〇〇円	二二、八〇〇円	二〇、二〇〇円	二二、八〇〇円	六、八〇〇円	一三、三〇〇円	三、三二〇円	一、〇三〇円	五、三三〇円	四、六八〇円	七六〇円	七九〇円	七八〇円	八四〇円	五六〇円	二、五〇〇円	一、〇〇〇円				
（一測定を増す ごとに六三〇円																				

ホ 表面処理 試験						ニ 耐候性試 験		よる試験	
(3) 中性塩 水噴霧試 験						(1) 膜厚測 定		(5) 溶解法による混用率 試験	
九六〇時間 以内の試験	七二〇時間 以内の試験	四八〇時間 以内の試験	二四〇時間 以内の試験	九六時間以 内の試験	四八時間以 内の試験	アルカリ、密着、ピン ホール)	蛍光X線式 によるもの	電解式によ るもの	原子間力顕 微鏡による もの
一試料	一試料	一試料	一試料	一試料	一試料	一項目	一層	一試料	一試料
一九、〇〇〇円	一四、一〇〇円	九、五五〇円	五、六〇〇円	二、八二〇円	一、八六〇円	九五〇円	二、二一〇円 (一層を増すこ とに四〇〇円を 加える。)	六〇〇円	九、四九〇円 (一測定を増す ごとに六三〇円 を加える。)
								二四時 間 (二四時間まで を増す)ごとに四、 六九〇円を加え る。)	一測定 一試料 (一測定を増す ごとに六三〇円 を加える。)
								二四時 間 (二種 類以内)	一試料 一測定 (一測定を増す ごとに六三〇円 を加える。)

三 測定及 び検査																	
イ 精密測定		へ 染色堅ろ う度試験															
(4) 真円度測定	(3) 表面粗さ測定(平面)	(2) 角度測定		(1) 長さ測定	(3) 耐光性試験	(2) 溶剤による試験		(1) 一般的な試験	(6) 雰囲気熱処理試験	(5) 複合サイクル試験		(4) キヤス 試験			以内の試験		
一 測定	一 試料	一 測定	一 試料	一 測定	一 試料	一 項目	一 試料	一 項目	一 項目	一 項目	一 項目	一 項目	一 項目	一 項目	一 項目	一 項目	一 項目
二、六〇〇円	一、五七〇円	一、五六〇円	一、五六〇円	一、五六〇円	九八〇円 (一〇時間まで を増すごとに七 五〇円を加える。)	五二〇円	四七〇円	二、六九〇円	八、九三〇円 (二四時間まで を増すごとに四、 七三〇円を加え る。)	六、五二〇円	四、二三〇円	二、七九〇円	二、七九〇円	二、七九〇円	二、七九〇円	二、七九〇円	二、七九〇円

		ロ E M C 測 定											
(4) リブレーションチ ャンバーを使用する測 定	(3) シールドルームを使 用する測定	(2) 電磁波障害対策室を 使用する測定	(1) 電波暗室を使用する 測定	(9) ねじの測定	(8) 非接触三次元測定機 による測定	(7) 三次元輪郭形状測定 機による曲面形状測定	(6) 三次元測定機による 測定	(5) 二次元 輪郭形状 測定		分解能五〇 ナノメー トル未満の測 定		分解能五〇 ナノメー トル以上の測 定	
								一試料 一測定	一試料 一測定	一試料 一測定	一試料 一測定	一試料 一測定	一試料 一測定
一時間 （一時間を増す）	一時間 （一時間を増す）	一時間 （一時間を増す）	一時間 （一時間を増す）	一試料 一測定 五二〇円	一試料 一測定 （一時間を増す） ごとに五、七八 〇円を加える。）	一領域 一試料 （一領域を増す） ごとに二五、九 〇〇円を加える。）	一試料 一測定 四、九三〇円	一試料 一測定 五、〇三〇円 （一測定を増す） ごとに九〇〇円 を加える。）	一試料 一測定	一試料 一測定	一、九五〇円		

七 調製									六 官能試 験	五 微生物 試験	四 環境試 験				
試験片調製									温度設定のない試験	生菌数の測定	衝撃試験装置による試験	ハ 非破壊測 定及び検査			
(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)			(3)	(2)	(1)	(5)	定
精密研磨器による調	工芸材料試験片調製	X線マイクロアナ イザ試験片調製	顕微鏡試験片調製	硬さ試験片調製	衝撃試験片調製	引張試験片調製	射出成形機による調 製	押出成形機による調 製			X線探傷検査	マイクロフォーカス X線CT装置による測 定	大型X線CT装置に よる測定	電磁波妨害源探査装 置による測定	
三〇分	三〇分	三〇分	三〇分	三〇分	三〇分	三〇分	一時間	一時間	一試料	一項目	一試料	一時間	一時間	一時間	
二、六一〇円	一、一〇〇円	一、三五〇円	七六〇円	五九〇円	一、七五〇円	八二〇円	三、〇五〇円	二、〇九〇円	二六〇円	一、四八〇円	一三、八〇〇円	七、〇一〇円	一六、三〇〇円 (一時間を増す ごとに一三、八 〇〇円を加える。)	四、四七〇円 (一時間を増す ごとに三、〇八 〇円を加える。)	ごとに九、五一 〇円を加える。)

		製	
八 立会試験	一時間	一、三二〇円	
九 その他の依頼試験	一件	六八、七〇〇円 以内で知事が定 める額	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は平成三十一年四月一日から、第三条の規定は同年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 第三条の規定による改正後の埼玉県産業技術総合センター条例（以下「改正後の条例」という。）別表第一第一号及び第三号並びに別表第二第一号の規定は、同条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後に領収する使用料及び手数料（以下この項において「使用料等」という。）（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料等及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料等の額については、なお従前の例による。

3 改正後の条例別表第一第二号及び第四号の規定は、施行日以後の利用であって平成三十一年四月一日以後に許可を受けたものに係る使用料（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日以後の利用であって平成三十一年四月一日以後に許可を受けたものに係る使用料（施行日前に発した納入通知書により領収するものに限る。）及び平成三十一年四月一日前に許可を受けた利用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

平成三十一年二月二十日提出

埼玉県知事 上田清司

提 案 理 由

新たに産業技術総合センターの試験研究機器に係る使用料の額及び依頼試験に係る手数料の額を定める等するとともに、消費税法等の一部改正に伴い、使用料等の額を改定したいので、この案を提出するものである。



### 第三十二号議案

埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「短期大学」の下に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の下に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。次条第二号及び第三号において同じ。）」を加え、同条第七号中「又は水道環境」を削る。

第四条第二号中「同条第三号に規定する学校を卒業した者」の下に「（学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）」を加え、同条第四号中「卒業した」を削る。

#### 附則

- 1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第三条第七号の規定は、この条例の施行の日以後に技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項に規定する第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（以下単に「合格した者」という。）について適用し、同日前に合格した者については、なお従前の例による。

平成三十一年二月二十日提出

埼玉県知事 上田清司

#### 提案理由

水道法施行令等の一部改正を踏まえ、水道用水供給事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を改正したいので、この案を提出するものである。

第三十三号議案

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表埼玉県立小児医療センターの項中「形成外科」の下に「移植外科」を加える。

別表診療及び検査の項第二号中「二五、七〇〇円」を「二六、一〇〇円」に改め、同項第三号中「八、六四〇円」を「八、八〇〇円」に改め、同項第四号中「五、四〇〇円」を「五、五〇〇円」に改め、同項第五号中「百分の百人」を「百分の百十」に改め、同表洗濯の項中「二〇〇円」を「二一〇円」に、「二九〇円」を「三〇〇円」に改め、同表慢性疾患児家族宿泊施設の項中「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に改め、同表診断書の項中「二、四〇〇円」を「二、四四〇円」に、「五、三七〇円」を「五、四六〇円」に、「三、二四〇円」を「三、三〇〇円」に、「四、五九〇円」を「四、六七〇円」に改め、同表身体検査書の項中「一、五三〇円」を「一、五五〇円」に改め、同表死体検案書（検案料を含む。）の項中「八、六四〇円」を「八、八〇〇円」に、「一、五三〇円」を「一、五五〇円」に改め、同表証明書の項中「一、七一〇円」を「一、七四〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年十月一日から施行する。

平成三十一年二月二十日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

提 案 理 由

埼玉県立小児医療センターの診療科目に移植外科を追加するとともに、消費税法等の一部改正に伴い、病院事業に係る料金の額を改定したいので、この案を提出するものである。

第三十四号議案

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第一項中「七百二十六人」を「七百二十一人」に改める。

附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年二月二十日提出

埼玉県知事 上田清司

提案理由

事務事業の執行体制の見直しに伴い、教育委員会事務局職員の定数を改定したいので、この案を提出するものである。

### 第三十五号議案

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十一年埼玉県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

六 夜間学級担当手当

第三条第一項中「若しくは中学校」を「、中学校若しくは義務教育学校」に改める。

第四条第一項に次の二号を加える。

四 市町村立の中学校又は義務教育学校（後期課程に限る。）（以下この号、次号及び第七条の二第一項において「市町村立の中学校等」という。）の夜間その他特別な時間において授業を行う学級（以下この号、次号及び第七条の二第一項において「夜間学級」という。）の勤務を本務とする職員以外の職員（給与条例第二条第二項に規定する教育職員に限る。） 市町村立の中学校等の夜間学級の勤務

五 市町村立の中学校等の夜間学級の勤務を本務とする職員（給与条例第二条第二項に規定する教育職員に限る。） 市町村立の中学校等の夜間学級以外の学級の勤務

第四条第二項に次の一号を加える。

三 前項第四号及び第五号の勤務 千二百円

第七条第一項第二号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（夜間学級担当手当）

第七条の二 夜間学級担当手当は、市町村立の中学校等で、夜間学級を置くものの校長（本務として当該市町村立の中学校等の校長の職にある者に限る。）、「夜間学級に関する校務をつかさどる副校長、夜間学級に関する校務を整理する教頭、本務として夜間学級に関する校務の一部を整理し、又は本務として夜間学級を担当する主幹教諭並びに本務として夜間学級を担当する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に対し、月額二万千円を超えない範囲内において、その者の属する職務の級に応じて、教育委員会規則で定める額を支給する。

2 夜間学級担当手当が支給される職員のうち、教育委員会規則で定める夜間の業務に従事した職員の夜間学級担当手当は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額に、その業務に従事した日一日につき七百三十円を加算した額を支給する。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年二月二十日提出

埼玉県知事 上田清司

#### 提案理由

平成三十年十月十八日付けで埼玉県人事委員会からされた学校職員の給与についての報告を踏まえ、市町村立の中学校等の夜間学級の勤務に係る特殊勤務手当を新設するとともに、規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

### 第三十六号議案

会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例

(趣旨)

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員のうち会計年度任用学校職員である者に対する報酬、期末手当及び費用弁償については、この条例の定めるところによる。

(定義)

第二条 この条例において「会計年度任用学校職員」とは、次に掲げる職にある者をいう。

- 一 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の非常勤の講師（地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。以下この条及び別表において同じ。）
- 二 市町村（市町村の組合を含む。次号及び別表において同じ。）立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の非常勤の講師
- 三 市町村立の高等学校で夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程の授業を担当する非常勤の講師
- 四 県立の中学校及び高等学校において語学指導等を行う外国語指導助手

(報酬等)

第三条 会計年度任用学校職員に対しては、報酬及び期末手当を支給する。

2 報酬の額は、月額又は日額で定めるものとする。

3 報酬の額は、次項又は第五項の規定により決定した報酬の基本額及びその基本額に学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号。別表において「学校職員給与条例」という。）第九条の二第二項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額とする。

4 月額の報酬を受ける会計年度任用学校職員の報酬の基本額は、勤務一月につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額に、その者について定められた一週間当たりの勤務時間を三十八・七五で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を超えない範囲内において埼玉県教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定めるところにより決定する。

5 日額の報酬を受ける会計年度任用学校職員の報酬の基本額は、勤務一日につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額を二十一で除して得た額に、その者について定められた一日当たりの勤務時間を七・七五で除して得た数を乗

じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を超えない範囲内において教育委員会規則で定めるところにより決定する。

6 報酬の額は、会計年度任用学校職員の職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、かつ、常勤の学校職員の給与との権衡を考慮して定めなければならない。

7 前五項に規定するもののほか、会計年度任用学校職員に対しては、常勤の学校職員に支給される時間外勤務手当、日直手当及び宿直手当に相当する報酬を教育委員会規則で定めるところにより支給する。

8 期末手当は、常勤の学校職員の例により支給する。ただし、任期が六月未満の者その他の者で教育委員会規則で定めるものにあつては、期末手当は支給しない。

（報酬及び期末手当の特例）

第四条 統一的な基準に基づき給与を支給する必要があると認められる第二条第四号に掲げる職にある者に対する報酬の基本額その他の報酬及び期末手当については、前条の規定にかかわらず、当該基準に基づき教育委員会規則で定める。

（費用弁償）

第五条 会計年度任用学校職員が勤務のため、その者の住居と勤務学校との間を往復するとき及び職務のため旅行したときは、それらの費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、常勤の学校職員に支給される通勤手当及び旅費の額との権衡を考慮して定める。

（報酬等の減額）

第六条 会計年度任用学校職員の報酬及び期末手当の減額については、常勤の学校職員の給与の減額の例に準じて、教育委員会規則で定める。

（支給）

第七条 会計年度任用学校職員の報酬、期末手当及び費用弁償の支給については、前四条に規定するもののほか、常勤の学校職員の例による。

（委任）

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成三十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間（以下この条において「特定期間」という。）において非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十一号）の適用を受けていた非常勤職員（月額報酬を受けていた非常勤職員に限る。）で、この条例の施行の日（以下

この条において「施行日」という。）から平成三十二年六月三十日までの間にこの条例の適用を受けることとなるものであって、その者の受ける報酬の月額が特定期間において受けていた報酬の月額（特定期間において二以上の業務に従事した場合にあっては、当該二以上の業務に係る期間の満了する日のうち、施行日に最も近い日の属する月における報酬の月額（当該月額が二以上あるときは、当該月額のうち最も高い月額））に達しないこととなる場合においては、平成三十二年六月三十日までの間、その者の受ける報酬の月額から特定期間において受けていた報酬の月額までの範囲内において教育委員会規則で定める額を報酬として支給する。

2 特定期間において非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の適用を受けていた非常勤職員で、施行日から平成三十二年六月三十日までの間にこの条例の適用を受けることとなるもののうち、前項に規定する者以外の者については、同項の規定による報酬を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、教育委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、報酬を支給する。

（学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第三条 学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「講師」の下に「（常時勤務の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。以下同じ。）」を加える。

（学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第四条 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条の次に次の一条を加える。

（非常勤の学校職員の勤務時間、休暇等）

第十八条の二 非常勤の学校職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第三条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、県教育委員会規則の定める基準に従い、教育委員会が定める。

別表（第三条関係）

職 種	月 額
県立の高等学校及び特別支援学校の非常勤の講師、市町村立の特別支援学校の非常勤の講師並びに第二条第三号に掲げる職	学校職員給与条例別表第一教育職給料表(一)に定める二級における最高の号給の給料月額



県立の中学校並びに市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の非常勤の講師

学校職員給与条例別表第二教育職給料表(二)に定める二級における最高の号給の給料月額

平成三十一年二月二十日提出

埼玉県知事 上田清司

### 提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、並びに平成三十年十月十八日付で埼玉県人事委員会からされた人事管理に関する報告を踏まえ、会計年度任用学校職員の報酬等に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものである。

第三十七号議案

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県学校職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

職員種別	学校種別	職員種別	学校種別
校長及び教員（副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師をいう。）	県立高等学校及び市町村立高等学校（定時制の課程に限る。）	人	八、〇八二
その他の職員	県立及び市町村立の特別支援学校	人	四、一一二
	県立中学校及び市町村立中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）	人	九、四九七
	市町村立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	人	一六、三八一
その他の職員		人	一、四一七
		人	四六五
		人	五〇六
		人	九九八

附 則

- 1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第二条第一項の規定の適用については、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、同項の表中「八、〇八二人」とあるのは「八、一四五人」と、「九、四九七人」とあるのは「九、六〇一人」とする。

平成三十一年二月二十日提出

埼玉県知事 上田清司

提 案 理 由

高等学校及び義務教育諸学校における教職員の標準定数の変更のため、学校職員の定数を改定するとともに、市立の義務教育学校の設置に伴う規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

### 第三十八号議案

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「規定する職員」の下に「（第八条第一項において「県費負担教職員」という。）」を加える。

第三条第五項中「以下」を「第十六条第二項及び第十九条において」に改める。

第八条の見出しを「（正規の勤務時間以外の時間における勤務）」に改め、同条中「教育委員会は」の下に「、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）別表第一第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事業にあつては労働基準監督署長、それ以外の事業にあつては埼玉県人事委員会（人事委員会を置く市の県費負担教職員にあつては当該市の人事委員会、人事委員会を置かない市町村の県費負担教職員にあつては当該市町村の長）の許可を受けて」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該学校職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、校務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として県教育委員会規則で定める場合に限り、当該直勤務又は日直勤務をすることを命ずることができる。

第八条に次の二項を加える。

2 教育委員会は、校務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において学校職員に前項に規定する勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該学校職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、校務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として県教育委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に規定する勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、県教育委員会規則で定める。

第九条第二項中「前条」を「前条第一項」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

2 職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第八条」を「第八条第一項」に改める。

(学校職員の給与に関する条例の一部改正)

3 学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第八条」を「第八条第一項」に改める。

平成三十一年二月二十日提出

埼玉県知事 上田清司

提 案 理 由

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行及び平成三十年十月十八日付けで埼玉県人事委員会からされた人事管理に関する報告を踏まえ、学校職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務に関する規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

### 第三十九号議案

学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項第二号、第四号及び第五号中「中学校」の下に、「義務教育学校」を加える。

第五条 第二号イ中「及び中学校」を、「中学校及び義務教育学校」に改める。

第十二条の九第一項中「中学校」の下に、「義務教育学校」を加える。

別表第六の一級の項中「又は中学校」を、「中学校又は義務教育学校」に改める。

別表第七の一級の項中「中学校」の下に、「義務教育学校」を加える。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第二条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年埼玉県条例第八十号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項中「中学校」の下に、「義務教育学校」を加える。

(埼玉県暴力団排除条例の一部改正)

第三条 埼玉県暴力団排除条例(平成二十三年埼玉県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第十八条 第一項中「中学校」の下に、「義務教育学校(後期課程に限る。)」を、「高等学校」の下に、「中等教育学校」を加える。

(埼玉県自転車利用の促進に関する条例の一部改正)

第四条 埼玉県自転車利用の促進に関する条例(平成二十三年埼玉県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第八条 第一項中「中学校」の下に、「義務教育学校」を加える。

(児童福祉法施行条例の一部改正)

第五条 児童福祉法施行条例(平成二十四年埼玉県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第五十一条 第二項中「小学校」の下に、「(義務教育学校の前期課程を含む。)」を加える。

### 附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年二月二十日提出

埼玉県知事 上田清司

提案理由

市立の義務教育学校及び中等教育学校が設置されることを踏まえ、規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。